

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【327】
2. 日 時：令和4年11月30日 14時50分～17時20分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、三浦主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、
中村主任安全審査官、谷口技術参与

技術基盤グループ

石田技術研究調査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名※

電源事業本部 担当部長（電源土木） 他5名

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 原子力土木室 担当※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本ヒアリングについては、事業者から一部対面での開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. 配付資料

なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁のチギラです。それでは島根原子力発電所 2 号機、設工認のヒアリングを開始いたします。
0:00:09	ほんじゃ、本日の説明項目は、
0:00:13	土肥津波設計法人の浸水防護施設の設計等ということでコメント回答と、あと新規の説明になります。
0:00:23	それでは、中国電力の方から、資料の説明とヒアリングの進め方について説明をお願いいたします。
0:00:32	はい。中国電力のケンツメです。それでは資料の確認と、裁判を行います。
0:00:38	資料ナンバー、N-Sに他 072 回 09、こちらを資料 1 とします。
0:00:45	N-SMs20603、こちらを資料 2 とします。
0:00:53	N-Sミイ。
0:00:54	. 1-004 回 06、こちらの資料 3。
0:01:00	同じく括弧日を、資料 4 とします。
0:01:04	N-Sに
0:01:06	018-02 回。
0:01:09	12、こちらを資料 5 とします。
0:01:12	NNS2 オカ 239 回 01、こちらを資料 6 とします。
0:01:19	N-S2 園さんの、
0:01:22	15-01。
0:01:25	甲斐 01 こちらを資料 7 とします。
0:01:29	N-S2 オカ、231 回 05、こちらは資料 8 とします。
0:01:35	N-S2 円、3-015、iPhone14。
0:01:41	こちらを資料 9 とします。
0:01:44	N-Sに
0:01:46	아이폰 027-04 回 09、こちらを資料 10 とします。
0:01:52	以上、資料はおそろいでしょうか。
0:01:56	はい、規制庁チギラです。資料の方、そろっておりますので
0:02:01	引き続きお願いします。
0:02:05	中国電力のケンツメです。
0:02:06	説明時間はヒアリング
0:02:09	コメントの回答となりますので、1 問 1 頭形式で行いますが、そのあとで、適正化リストについて、補足で説明させていただく内容があります。
0:02:19	こちらについては、新規で提出しました補足説明資料や、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	津波への配慮に関する説明書等の記載も踏まえ、交えて行うことで考えております。
0:02:31	説明時間は約 30 分を予定しております。
0:02:35	以上です。
0:02:40	広井の進め方について承知いたしました。それでは説明の方をお願いいたします。
0:02:49	中国電力織田です。
0:02:51	それでは耐津波性設計方針に関わるコメント回答につきましてご説明します。
0:02:58	資料 1 の回答整理表、括弧対津波設計方針の 4 ページをお願いします。
0:03:10	まず、コメントNo. 9 についてご説明します。
0:03:15	コメント内容は、遡上解析におけるパラメータによる影響として考慮する地震による地盤変状について、
0:03:22	設置変更許可段階の審査で説明した代表の解析断面及び基準地震動以外の条件を用いた評価結果を説明することです。
0:03:32	こちらに対する回答としまして、
0:03:35	3 号機東側断面及び 12 号機北側断面を対象とした、全 12 羽の基準地震動による有効応力解析結果に基づき、
0:03:45	地震による地盤変状として、防波壁前面の沈下量を設定した上で、津波解析を実施し、入力津波の設定に影響がないことを確認した旨を記載しました。
0:03:56	こちらの詳細について直接を用いてご説明します。
0:04:01	資料 5 の補説の通し番号、39 ページをお願いします。
0:04:20	こちらの資料が、入力津波の設定における地盤変状の影響検討のうち、液状化に伴う側方流動による沈下について説明している所です。
0:04:32	この章で解析断面と地震はの追加を行っておりますので、ご説明いたします。
0:04:39	まず、評価方針ですが、二次元有効力解析を行う解析断面の位置を図 1 ポツ 2-33 に示しております。
0:04:51	こちらの図の緑Hatchが、進化考慮範囲を示しており、
0:04:56	そのエリアを 3 号機東側エリアと 12 号機北側エリアに分けております。
0:05:01	設置許可時は、3 東のみでAと評価しておりましたが、荒谷市に喜多の断面を追加しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	図の水色線が、ダム位置を示しており、
0:05:13	それぞれにおいて、比較的沈下範囲が広い断面を対象としております。
0:05:20	40 ページをお願いします。
0:05:25	解析における、入力地震動についても、代表の一派から、基準地震動Ss前は及び、これらに位相反転を考慮した地震動を加えた漸次は変更しております。
0:05:39	解析に用いるモデル図は、図 1 ポツ 2-34 に示す通りです。
0:05:47	42 ページをお願いします。
0:05:53	こちらに、有効応力解析の結果を示しております。
0:05:57	まず、3 号機東側断面について、基準地震動 12 版による地表面、鉛直残留変形量の一覧を 1 ポツ 2-6 に、
0:06:08	最大、そのうち最大ケースである基準地震動Ss-Dプラマイによる 3 号機東側の残留変形量を、次ページの図 1 ポツ 2-35 に示しています。
0:06:20	この表でシミズように、平均沈下量の最大値は 0.01 メートルでありまして、
0:06:26	最大値につきましては、0.30 メートルの沈下が確認されております。
0:06:33	この最大沈下については図で説明いたします。
0:06:37	43 ページをお願いします。
0:06:44	こちらのページに、3 東断面について、有効開始結果に基づく鉛直残留鉛直変位のグラフを示しています。
0:06:55	最大で 0.3 メートルの沈下が生じていますが、
0:06:58	その範囲は局所的で、海岸線から離れたたいえる 8.5 メートル盤のエリアとなっています。
0:07:07	44 ページをお願いします。
0:07:11	次に、12 号機北側断面について、基準地震動による地表面鉛直残留変形量の一覧を表 1 ポツ 2-7 に、
0:07:20	それで最大ケースである基準地震動Ss-Dプラマイによる 12 号機北側の残留変形量を図 1 ポツ 2-36 に示します。
0:07:29	すいません、こちら 3 行目なんですけども、いえ、12 号機、東側となっておりますが正しくは、1 号機北側でございます申し訳ありません。
0:07:38	こちらについては、表でお示しするように、最大で 11 メーター程度の沈下が生じております。
0:07:46	こちらについての図、図を用いて説明いたします。45 ページをお願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:55	こちらに市に来た断面の残留鉛直変位のグラフを示しています。
0:08:01	護岸の範囲では、あまり沈下しておりませんが、オオハシの前面の上で大きな沈下が生じており、最大で 11 メートル程度となっております。
0:08:13	これらの解析結果を踏まえた沈下の設定についてご説明します。
0:08:19	46 ページをお願いします。
0:08:25	こちらでは、津波解析における沈下量の設定について示しております。
0:08:32	設定について結論から申しますと、一番下の表で示す通り、括弧Aと括弧Bの 2 パターンで設定しております。
0:08:42	括弧Aが、両エリア一律 1 メートルで設定しており、
0:08:46	括弧BがA3 東エリアが 1 メートル沈下。
0:08:49	1 に北エリアが海底まで沈下としております。
0:08:54	それらの設定根拠について、2 段落目と 3 の 3 段落目に示しておりますので説明します。
0:09:03	まず液状化及び刷り込みに伴う沈下につきましては、特に変更しておりません。
0:09:09	こちらはaポツに示す通り、3 号機東側エリアの埋戻部の層厚 18.1 メートル及び沈下率 3.5%から求まる
0:09:19	0.65 メートルを採用しています。
0:09:22	こちらに沈下をる範囲が比較的広い同エリアの側方流動による平均沈下量の最大値 0.01 メートルを加えまして、成層に切り上げた 1 メートルを、
0:09:33	これらの沈下広範囲における沈下量として一律に設定し、津波解析を実施します。こちらは括弧Aです。
0:09:41	次に、また、1 号機北側エリアにつきましては、側方流動により局所的に 10 メートルを超えた大きな沈下が確認されましたので、
0:09:50	上記の沈下量 1 ムタの設定に加えて、同エリアが海底面と同じ高さまで沈下した場合についてを、津波解析を実施します。
0:09:59	こちらは括弧Bになります。
0:10:01	括弧Aの評価につきましては特に変更ございませんので、括弧Bにつきましてご説明します。
0:10:08	51 ページをお願いします。
0:10:17	こちらの図に、海底面まで沈下させたイメージ図を、
0:10:21	載せております。
0:10:24	施設護岸等をなくした状態で、前年の海底面と同じ高さとなるように設定しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:32	このように位置に北尾書いているまで沈下させた津波解析結果についてご説明します。
0:10:38	52 ページをお願いします。
0:10:43	こちらの上の表に、基本ケースと、地盤変状括弧海底まで沈下を考慮したケースの推測を示しています。
0:10:52	水位上昇側、これが表の左側ですが、施設護岸または防波壁の水位は、基準津波 2 でのミイ沈下ありのケースが基本ケースを上回っています。
0:11:02	ただ、この差は小さく、
0:11:05	この差は 0.1mm、0.16 メートルと小さく、
0:11:08	その最高水位は、9.1 メートルでございます、基準津波 1 及び基準前後よりも低くなっております。
0:11:16	また、水位下降側の 2 号機取水口の水位、これが表の右側でございますが、
0:11:21	どのケースについても基本ケースと同じ、または基本ケースの方が低い結果となっております。
0:11:28	55 ページをお願いします。
0:11:33	最後のまとめですが、基準地震動 S_s による地盤変状としまして、防波壁前面が一律で 1 メーター沈下する場合と、1 人北エリアが海底まで沈下する場合について津波解析を実施しまして、
0:11:46	評価時点における最高水位、最高水位、最低水位ともに、
0:11:50	防波壁前面が一律で 1 メートル沈下する場合、
0:11:53	(エ)の計算値方が大きくなることを確認しました。
0:11:58	また、これらの場合においても入力津波の設定に影響がないことを確認しました。
0:12:02	以上より、地震による地形変化、括弧地盤変状は乳剤を設定する際の影響要因として考慮しません。
0:12:09	以上で説明終わります。
0:12:14	はい。
0:12:15	それじゃ、日浦です。それではヒアリングコメントNo.9 に対する回答について、
0:12:23	確認していきたいと思いますが、正しいから、確認をさせてください。何点かあります。
0:12:31	40 ページ、
0:12:35	お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	3号東側断面なんですけど、これは許可時に検討した解析モデルから何か変更した点が、
0:12:47	あるかどうかについて説明をお願いします。
0:12:53	はい。中国電力の鹿島です。
0:12:56	3号の参与おっしゃられた断面ですねこちら解析用の物性値を、地盤の支持性能でも、記載させていただいておりますけれども、二つを変えておまして一つは、
0:13:07	改良地盤ですね、こちらの物性値を許可時に比べて変更してございまして今回、室内配合試験の結果に基づいた物にさせていただいております。
0:13:19	あと掘削ズリにつきまして埋め戻しとですね、埋戻しにつきましても、評価時はN値に基づく設定をしておりましたが、今回は、
0:13:29	3軸の試験3軸試験結果ですね、基づく、合成にしておりますので、結果として、許可時よりもかたい剛性の物性となっておりますその結果で、
0:13:40	このためですね今回沈下量が減少したものと考えております。以上です。
0:13:47	はい、規制庁チギラです。わかりました。ちょっと私の方で確認したところなんですけど、間違ったら教えてもらいたいんですけど。
0:13:58	埋戻し井戸直下の岩盤なんですけど、許可時の審査資料を見ると、速度層が、第2速度層だったんですけど、今回、第3速度層に変わっていて、
0:14:10	何で変わったのかっていうのが、
0:14:21	中国電力のセイキです。すいませんちょっと即答できませんので改めて確認させて、
0:14:27	いただきます。
0:14:31	そうですね。
0:14:34	はい。速度層の
0:14:36	設定の考え方のところかと思しますので、はい。改めて確認させてください。
0:14:44	はい。許可、もともとの設定が違ったのかとかですね、桐生一井を変えたとかですねいろいろ要因はあると思うんですけど、そういうも。
0:14:56	ところも含めてですね、ちょっとそれ確認させていただいて、はい。説明をお願いしたいと思います。
0:15:03	はい中国電力鹿島です。承知いたしました。今ほどおっしゃられた点、また確認の上ご回答させていただきますが、おそらく、その影響はど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	こまでないのかなと思っておりますが、間違いがあつてございきないので、
0:15:16	確認のコガイトウさせていただきます。
0:15:19	はい。よろしくお願ひします。それと、グラウンドアンカーのモデル化つていうのは、これは許可時と、
0:15:26	は書いてあるんですかね、つていうのとあと鋼管杭は、許可時間入つたのか、今回入つてるのかどうか、ここについても、
0:15:37	説明をお願いします。はい。中国電力のヨシツグでございます。
0:15:41	許可時につきましてグラウンドアンカーはモデル化をまだしておりませんでしたので入っていない状況でございます。
0:15:49	それと交換につきましては、
0:15:53	底面部分を考慮しない状態、杭があるというだけのモデルで、評価をしております
0:16:07	が、国が握りがしっかりしてやつて動かないような状態とそういったアノこ
0:16:13	なかつたという、もので杭があるという条件でのものがございます。ほとんどは周りの改良地盤の剛性によって耐えられているというような、
0:16:23	ものございました。それと先ほどの件なんですけれども、断面の位置を少し変えておりますので、ちょっとそれがわかるような、参考等の資料をまた、
0:16:35	別途ご検討させていただけたらと思ひます。以上です。
0:16:38	はい。規制庁の千明です。
0:16:40	そうですね。許可時に、暫定なのか条件が確定する前に、あの会合でも説明をしていただひいて、その時の沈下量とですね今回沈下量が小さくなつたつていうところもあるので、
0:16:55	何が變つたのかつていうところはですね、その辺はちょっとやつぱり、説明が必要かなと思ひますので、ちょっと記載の方ですね、検討いただければと思ひます。
0:17:07	それで
0:17:09	43 ページ。
0:17:13	なんですけど、
0:17:17	まず確認なんですけどこのちょっと図、図の中に、
0:17:23	青い矢印があつて残留変形評価範囲つていうのが、す。
0:17:29	施設護岸の端部から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	逆級のですね改良地盤の端部のところまでが北尾強化範囲だと思うんですけど、
0:17:38	この設定っていうのは許可時から変わっていないということで、大丈夫ですか。
0:17:43	はい。中国電力のセイキですこちらの設定の方は許可時から変わっておりません護岸の法線から改良地盤の手前までということで、ジョイントの影響を受けない範囲ということで、
0:17:54	埋め戻すようなところ、平均しております。はい。
0:17:59	はい、わかりました。
0:18:01	それで、先ほどちょっと申し上げたんすけど鉛直変位については許可時の検討からですね大幅に小さくなっているんですけど、その辺の理由っていうのを、
0:18:11	今、何かお答えできますか。
0:18:17	はい中国電力の鹿島です。先ほどもちょっと触れましたけれどもやはり今回その前面の日下の図埋め戻しのずりの物性がですね、許可時から見直した点が、剛性が変わっている点が一番大きな要因ではないかと思っております。
0:18:32	それとちょっと先ほどのご回答なできてなかったんですけども、チギラさんから、速度層が違うんじゃないかというところで、許可、設置許可の時はですね、今、逆Tの代表断面のところでも説明させていただいて、ちょっと今回の図にはちょっと入れてないんですけど、
0:18:48	1断面という断面でですね、以前調査をしておりますして今回は、その資料の中でも、ロクロク断面というふうに我々交渉している断面でやらしていただいております。ここが一番埋戻しの広い荷揚場の範囲ですので、ここで影響を見るのが、
0:19:02	代表的だろうということでやらしていただいております。
0:19:05	従いまして沈下量の差異というのは、その埋め戻しの物性が一番大きな要因ではないかと考えております。以上です。
0:19:14	はい、わかりました。ちょっとその辺も考察を入れていただいた方がいいかなと思いますのでよろしくお願いします。
0:19:22	はい。中国電力鹿島です。承知いたしました。
0:19:26	それとあと、
0:19:27	これ、43 ページのところまでこれ許可Gの時もうちょっとあれしたんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:33	平年については進捗が多分重要なんですけど一応水平も入れといて、
0:19:40	そういうことは可能ですか。
0:19:43	中国電力のセイキです。水平も、値としてはありますので。はい。はい。記載させていただきたいと思います。
0:19:51	はい。よろしくお願いします。
0:19:54	へえ。
0:20:00	はい、では続いて 44 ページなんですけど、今回 12 号機の北側の断面というのを追加で検討していただいているんですけど、
0:20:10	ただ鉛直変位が小高は大きく出てるんですけど、その要因って何、理由って何か考えてるか、説明いただけますか。
0:20:23	はい。中国電力の磯田です。
0:20:25	はい。今回ですね 12 号機北側断面ということでこちら断面につきましては先日のヒアリングでご説明させていただきました。
0:20:33	2 段年、
0:20:36	改良地盤がございまして AmiVoice の厚さも厚い箇所になっております。こちらの方でやって、おっしゃる通り、ご指摘の通りで、少しが大きくなっております。
0:20:46	その理由といたしましては、まずそもそもですねこの埋戻動というところにつきまして上載圧、特に上の方はですねない状態ですので、
0:20:55	剛性がほとんどないという状況になります。そういった状態で、
0:20:59	S _s 基準地震動 S _s という大きな地震がかかるというところで非常にまず変形が生じやすいという状況がございまして。
0:21:07	それに加えてですね、今回この防入りた 15 株式、これは
0:21:13	鋼管杭を梁要素でモデル化視察しておりまして、
0:21:17	小堀記者の剛性が非常に大きいというものになっております。
0:21:20	この防波壁が地震動によって動くことで、上の人と衝突するというような状況になっておりまして、
0:21:28	それに伴いましてですね見下ろしとのひずみ、
0:21:32	が非常に大きくなるというところで、
0:21:35	自分の審査でご説明させていただきましたけれども GID0 のひずみ依存特性でどんどんひずみを使うことにつれて、剛性が小さくなるということで非常におっきな
0:21:47	泉田菜となることで、合成側も思わないような状況になっております。それに伴って

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:55	催しがほとんど原形を留めたような変形に至っているという状況になっております。以上でございます。
0:22:02	はい。規制庁田平です。
0:22:05	やっぱりちょっとこの辺給料が、
0:22:08	後期っていうのは、
0:22:11	気になるというかですねこれだけ通知時見てしまうとちょっと衝撃的なので
0:22:17	さっき今ほど説明いただいた評価条件というかですね、そういった前提みたいなものをですね、これこれこういう、
0:22:26	条件でやってるんですけどっていうのがですね、あった方がいいかなというふうに思いますので、そこもちょっと、
0:22:34	記載をしていただければと、いうふうに思いますが、いかがですか。
0:22:41	はい中国電力の伊佐です。はい。
0:22:45	今回ですねこういったことになったところ、
0:22:47	というところでは
0:22:49	先ほど申し上げたような考察といったところも含めて少し記載をさせていただきます。以上です。
0:22:55	はい。よろしく申し上げます。
0:22:57	私、高校は最後なんですけど
0:23:02	53 ページ 54 ページとかに書かれている、
0:23:11	この
0:23:14	まずなんですけど、
0:23:16	これで
0:23:19	従前の評価とですね今回の海底面まできんかさせた。
0:23:24	ものんですね。
0:23:30	津波高さの最高地点の発生位置っていうのは変わったのかどうかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
0:23:39	ところがあれば、
0:23:40	こうやってないのか。
0:23:42	そこについて説明をお願いします。
0:23:47	中国電力の織田でございます。
0:23:49	こちらで最高水位地点が変わっておりますので、先ほどご説明した
0:23:56	水位上昇側の基準津波で水位が大きくなってんですけども、こちらがページは 53 ページ。
0:24:06	もう、図 1 ポツ 2-40(2)。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	上側が基準津波でございます。
0:24:15	左側、基本ケースの場合では、江藤新設の佐瀬と多田 2 番の西側、
0:24:24	江藤サイトウ数値が出ていたんですけども、今回の江藤ケースでは、江藤マニワの衛藤。
0:24:31	東部で、西郷清支店が生じております。
0:24:36	こちらが値が変わっているところでございます。以上です。
0:24:40	はい、わかりましたこの 1 点だけですかね、これを一緒に時点ということで理解すれば大丈夫ですか。
0:24:48	はい。他については地点変更ございません。以上です。
0:24:52	わかりました。
0:24:54	私からは以上ですけど。
0:24:57	このヒアリングコメントNo.9 に関連して確認する点がある方。はい。
0:25:08	規制庁のハツリです。ちょっと事実だけ確認をさせていただきます。
0:25:13	43 ページ。
0:25:15	すいません。資料⑤の 43 ページをお願いします。
0:25:22	ここの 30 センチ沈下してるところは、ここは車両が通行する。
0:25:28	タイリ通路になってる。
0:25:30	と理解してもよろしいですか。どうぞ。
0:25:37	中国電力のセイキです。
0:25:39	こちら暴排機の外側に上げ、5 番ということで、車両が通行するようなルートには確か設定されてなかったか、ちょっと説明かわらせてもらいます。
0:25:51	すいません中国電力ヨシツグです。少しだけ補足をさせていただきます。
0:25:55	衛藤。
0:25:56	まずアクセスルートという観点ではアクセスルートになっておりませんで、衛藤綱ミイが発生した際に、車、
0:26:06	があ作業中に出ていてそれが退避するというルートではあるんですけども、ただこちらの方はですね、
0:26:19	路上の
0:26:21	ちょっと、
0:26:23	平面図でいきますと、46 ページの
0:26:26	平面図で、
0:26:30	土産護岸というのが東側にちょっと出っ張っている範囲なんですけれども、その一番南側のところが退避ルートとして、なっておりますここについては

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:42	段差対策を行いまして、
0:26:45	通行可能なようにしております。今聞いているのは、ちょっと断面の位置が、記載がないんであれなんですけれども、ここは退避ルートになっていないところということで、
0:26:55	車両が通る場所ではないというふうな理解でございます以上です。
0:27:01	規制庁の服部です。
0:27:05	ピンポイントでここを切つてるところは通らないんですけども、それ一、この何で 8.5 メートルバーンは一応退避ルートのところもあるっていうことですよねで、
0:27:17	ここは評価してないから 0.3、30 センチ以下するかどうか分からないけれども、
0:27:23	沈下しても補修Aと地震があつて対比するときは、補修すれば対比できるということなんだというふうに理解すればいいんですかそれとも、
0:27:32	何かもうちょっと違う理解をすればいいのかちょっとそこら辺だけもう少し念のために確認させてください。はい。中国電力のヨシツグでございます。こちらについては北側と南側に、
0:27:44	暴排火通路防波扉がございます。段差発生箇所がわかっておりますので、その段差発生する箇所、こういった今の
0:27:53	江藤ちょうど道路の西橋のようなところでございますけどもこういったところにつきましては段差対策工を行っておりますのでそれで、車両は退避できるという構造となっております以上です。
0:28:06	規制庁の服部ですはいちょっと
0:28:08	平面的な位置関係が少しわかりにくいのでちょっと明確にはわかりませんがまた、対比できるということで説明があつたということで理解をしました。
0:28:18	あと 45 ページの先ほどチギラの方から言った沈下量が 11 メートルぐらいあるところなんですけど、
0:28:24	これ前回多重鋼管杭式擁壁の
0:28:28	説明の時に、
0:28:30	座変形量とかを、
0:28:34	一応変形図とかも示していただいて、見たんですけど、
0:28:38	何かこんなに沈下していないんですよねその変形図を見るとスケール感で見ると、
0:28:44	これは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:46	多分その段、私が見た断面わーおそらく前面に変える地盤 4 ある断面だと。
0:28:53	千葉改良。
0:28:54	一番。
0:28:56	4 があるよ、駄目だと思うんで、思ったんですけど。
0:29:01	これってず、前科いいの表カー。
0:29:08	等、何か違うんでしたっけ断面が違うとカー。
0:29:14	何か違うんでしたっけ
0:29:16	んな、私がちょっと見た限りではこうも肺機能前面がこうずっとこうともに盛り上がっていて、
0:29:25	ちょっとそのちょっと先が沈下してるようなそんな
0:29:29	山変形図だったような気もするんですけど、これって、
0:29:35	前回の説明と合ってるんでしたっけ。
0:29:38	というちょっと事実確認だけさせてください。
0:29:41	はい。中国電力の伊佐です。
0:29:44	衛藤。今畠さんがおっしゃられた通りでございます。まずアノ断面といたしましては 2 段目アノ同じ断面でございます。
0:29:52	それで、衛藤。
0:29:56	前回もヒアリングを示しておりましたのは
0:29:59	施設護岸のありなしというところで、比較のところでご説明させていただいておりました。その時は特に交換、多重この防波壁た 15 看護師教育というのは、国の調査が厳しいというところで、
0:30:13	特異の調査が、最も厳しい時刻の変形図というところでご説明させていただいております。
0:30:19	今回の方では
0:30:21	入力津波への、
0:30:23	影響というところで残留変形量というところで、どうぞ。
0:30:27	ちょっとお見せしている図は違うというところでございます。以上です。
0:30:33	規制庁の服部ですはいわかりましたそうかなあと思いつつ、ちょっと事実確認だけはさしていただきました。
0:30:40	私から以上です。
0:30:50	すみません、規制庁の仲村ですけども、ちょっとお聞きしたいというか
0:30:55	ところがですねまず資料でいくと、45 ページ 43 ページのところなんですけども、
0:31:02	例えば 43 ページでいくと、下の方の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	鉛直変位の図グラフがあって、ここで最大で 30 センチっていうのがわかるんですけども、
0:31:17	この 45 ページの方っていうのは今、
0:31:20	一番右っかわに 10.77 ってなってますね、ちょっと言うと、PEEK みたいになってないわけですよ。
0:31:28	この右側には、もっとこう下がってる可能性もあるかなと思うんですけど、それで、
0:31:35	要するに、45 ページだけ見ると、交差本当に最大なのかな、もっと大きな値は出ないのかなというところなんです、それについて、先ほど 43 ページでは、
0:31:50	残留変形量評価範囲っていうのを、改良地盤の手前っていうことでちょっと説明されてたんですけど、
0:32:00	この 45 ページも、改良地盤ではないですけど何かそういう手前というところで範囲を決めてるっていうことですかね。それであればちょっとそのところ、先ほど口頭で言ってもらったところなんかを追求してもらって、
0:32:16	範囲っていうのをこういうふうに決めてるからこれで最大っていうふうに言ってもらった方が、うがった目で見ると、これ最大じゃないじゃんっていうふうに見れるんでちょっと説明していただけますか。
0:32:32	はい。中国電力のヨシツグでございます。ちょっと図が小さくて申し訳ございません。45 ページの方はですね、
0:32:40	この残留変形量評価範囲、
0:32:45	すぐ右側にですね棒のようなものが見えると思います。これが防波壁の多重交換杭でございます、
0:32:54	下がるのは、防波壁よりも前面側ということで、ここまでの範囲のものを今、範囲として選んでおります。したがってこれよりも、
0:33:03	この範囲よりも右側、グラフでいうと右側のところは防波壁よりも陸側のところになりますので、今回の入力津波、
0:33:13	のところでのその沈下という意味では
0:33:17	評価とは関係ない範囲ということで、書いております。ちょっとそれが、この図だけではちょっとわかりにくいので、どういった範囲を評価範囲としているのかというのをちょっと文章で追記をさせていただけたらと思います。以上です。
0:33:32	すいません、ちなみにですけど、
0:33:34	45 ページで言うと、その多重交換から、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:39	1メートル手前とか何かそういうふうを決めて広範囲っていうのを決めてるんですか。ちょっと参考に教えて欲しいんですけど。
0:33:48	オーダーでもいいです。はい。中国電力のヨシツグでございます。多重交換の
0:33:55	すぐそばの、
0:33:57	未収アノ以降、1要素、
0:34:02	のところに、ジョイントを入れております値とで、そのジョイントのところ剥離等がございますのでそこを外した、
0:34:12	ちょっと長さというものはあまりないんですけどもそういった要素のところの、へ沈下量というものを示しております。以上でございます。
0:34:22	はい、わかりました。ちょっと記載の方とかですね、そこはちょっと検討してください。すいませんあとちょっと2点ほど、関係するようなところでちょっと教えてもらいたいというか地域とかもあるんで言うんですけども、
0:34:35	先ほど説明があったところで、39ページとかですかね。
0:34:42	コースの中に、例えば図の1-2-33とかで図の中にですね沈下交流範囲という言葉が出てきてるんですけど、これちょっとまず初めに教えて欲しいんですけど。
0:34:56	これって今までの説明としてはこういう言葉を使って出てきてるんですかというのは、この資料でいくと、そのちょっと手前とかに、
0:35:07	へえ。
0:35:09	埋戻度とか、
0:35:11	埋戻度括弧年制度とか佐伯層とかそういう説明があって、
0:35:18	おそらくそれと関連するんだらうなって想像はできるんですけど、37ページぐらいからポンと工賃下降流範囲っていうのが出てくるんで、
0:35:28	何かこういうところところってのは他のところとか含めて説明してるのかっていうところですね、何でかっていうと、よく見ると埋戻度とか、
0:35:38	の範囲と微妙にこう違ってらるんですよ。
0:35:42	だからそういうところで、何か説明がすでにされてるのかなというところでちょっと教えてもらいたいんですけど。
0:35:52	中国電力のセイキです。こちらの方、今回工認で初めてお出しした、説明させていただいたものというのではなく、設置許可からの流れで、設置許可でも同じように、
0:36:05	人格交流範囲ということで、埋戻動や、佐伯層等沈下するものをお示した上で、こういった緑の範囲で示させていただいているというものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:18	梅本志田と直接、全く同じ範囲ほとんど同じ範囲ではあるんですが、全く同じ範囲でないところは、構造物がありましたりですとか、地盤改良が、
0:36:30	その上からされているなどですね、そういったことを考慮して緑の範囲をご説明させていただいているというところになります。以上です。
0:36:40	はい。規制庁仲村です既許可と、
0:36:43	の時から、こういう不表現使って範囲を示してるということは理解したんで、その点について、ちなみにそれはあれ範囲が変わったりとか、当然してないですね。
0:36:56	はい。で、そういうことなので、ただちょっとお願いがあるんですけども、その 39 ページの上の図の上の文章のところ、
0:37:07	もし可能であれば、
0:37:09	沈下考慮範囲が比較的広い断面を対象としてっていうふうな形で文章出てるんですけどちょっと一言、埋戻度とか砂礫層とかを考慮した上でとかっていうのがあった方が、
0:37:24	ちょっと理解しやすいかなというので、ちょっと検討してもらいたいですけど。
0:37:29	承知いたしました。違う広範囲の前に梅本志田佐伯等の愁訴修飾語をつけるようにいたします。はい。以上です。よろしくお願ひします。すいません、あと最後 1 点私、これと関係するところで 46 ページなんですけど、
0:37:45	ちょっとこれは、お願いになるんですけども、
0:37:50	文章を読んで
0:37:53	考え方の経緯っていうのがちょっとなかなか追っていけないっていうところがあってですね、特になんですけども、一番、46 ページの一番下の最後のパラのところ、またっていうところから、
0:38:08	ところがあってですね。
0:38:11	側方流動により局所的 20 メーターを超えてっていうのがあって、
0:38:16	上記の沈下量 1 メーターの設定に加えて同エリアが、
0:38:22	であって津波解析を実施するとかってあるんですけど、
0:38:26	その中で、10.77 がどうすっていう考えで、その海底面まで沈下させるとかっていうところが、ちょっとこう、
0:38:36	言葉の説明というのが飛んでしまってるのかなというところで文章読んで、
0:38:41	考え方が追えなかったんですねちょっとこの辺の表現、このページ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:47	全体になんですけど理解しづらいところがあったんで、
0:38:51	もし可能であったら、ちょっと検討してもらいたんですけど、いかがですか。
0:38:57	中国電力のセイキです。
0:39:01	45 ページのモデル図を見ていただきますと、
0:39:05	こちらで言う、10.7 の沈下を考慮しますと海底面までとは言いませんがほぼかなりの範囲が変形しているという状況でございます。
0:39:18	そちらを踏まえましてその辺りにどの程度の精度があるかというところはあろうかと思いますが保守的に全面はないものとして
0:39:29	津波の方の解析に反映させていただいたということを記載させていただいたところでございますが少し文章の方がわかりにくいところ、あろうかと思しますので、修文をさせていただきたいと思います。
0:39:43	以上です。はい。すいませんよろしく申し上げます。
0:39:53	はい、水道チギラです。
0:39:55	それでは、ヒアリングコメントNo.系については
0:40:00	また、ちょっといろいろありましたら、対応をお願いしたいと思います。
0:40:05	はい。それでは次のコメント回答の方をお願いします。
0:40:12	中国電力のケンヅメです。それでは、ナンバー103 のコメントになります。
0:40:17	資料 1 の 14 ページ、コメントNo. 103 を確認願います。
0:40:33	コメント内容としまして、防波壁通路、防波扉に設置する。
0:40:38	漂流物対策について、
0:40:40	運用面へ入力津波への影響等を説明すること。
0:40:44	であります。まず、運用面への影響確認として、補足説明資料を追加しております。
0:40:50	追加資料 5 の、すいません。資料 5 の通しで、256 ページを確認願います。
0:41:09	こちらの資料は、荷揚げ場作業に関わる車両資機材の漂流物評価として、
0:41:16	使用済み燃料輸送に関わる作業や、
0:41:19	低レベル放射性廃棄物の輸送に関わる作業等、定期的実施される作業について、
0:41:26	宮城場作業中の地震または
0:41:29	津波の発生を想定し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:31	荷揚げ場作業に用いる車両、資機材が津波により漂流物になるか評価している資料となります。
0:41:38	なおこちらの資料は、設置変更許可段階においても説明しているものとなります。
0:41:48	評価する基準津波と地震影響については、島根原子力発電所において想定する
0:41:54	基準津波のうち、海域活断層から想定される地震による、
0:41:59	津波は、値上げの上に遡上しないことから、
0:42:03	日本海島縁部に想定される地震による津波に対して評価を実施しております。
0:42:10	日本海島縁部に想定される地震による津波については、
0:42:14	波源が敷地から離れており、地震による影響はありませんが、
0:42:19	敷地近傍の震源による地震が発生した後に、独立した事象として、
0:42:25	日本海島縁部に想定される地震による津波が発生し、来襲することも想定して、
0:42:32	みやげば作業中に、津波が発生する場合と、
0:42:37	地震が発生し、その後、独立事業として、津波が発生する場合を評価しております。
0:42:44	エミヤギば作業中に、日本海島縁部に想定される地震による津波が発生した場合、
0:42:50	地震発生後に発電所へ津波が到達するまでの時間は、
0:42:55	約 110 分であります。
0:42:57	この間に土産ば作業用に用いている車両資機材がエミエミヤギ場から防波壁内に退避可能か評価しております。
0:43:09	各荷揚げ場作業において、
0:43:12	エミヤギ場に仮置する資機材と、
0:43:15	その個数及び
0:43:16	車両等への積載時間を、257 ページに、
0:43:21	退避に要する時間を 258 ページの
0:43:25	図 4 ポツ 6-1 に示しております。
0:43:30	各作業における、仮置資機材の車両への記載時間、防波壁通路防波扉の開閉時間及び、
0:43:40	漂流物対策工の開閉時間から求まる退避時間は、津波到達時間、
0:43:46	りんご約 110 分より短く、
0:43:49	車両資機材の退避は可能であることを確認しています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:54	259 ページ及び 260 ページの図を確認願います。
0:44:04	図に示します通り、漂流物対策工は、開閉時に、
0:44:09	防波扉と干渉しない構造であるため、
0:44:12	防波扉と同時開閉可能であること。
0:44:15	及び、
0:44:16	開閉時間は飽和扉の開閉時間に包絡されるため、
0:44:21	漂流物対策工は、
0:44:23	防波扉の運用へ影響を与えないことを確認しております。
0:44:28	運用に関する説明は以上です。
0:44:31	入力値波への影響については、別の担当者が説明いたします。
0:44:37	中国電力の織田です。
0:44:39	続きまして※同じコメントNo.103 のうち、入力津波の影響についてご説明します。
0:44:47	資料 5 の補説の 68 ページをお願いします。
0:44:58	こちらに参考資料 2、防波壁より海側へ新規設置する構造物による力津波の設定の影響を追加しております。
0:45:07	こちらの資料は設計の進捗に伴い、詳細設計段階において、防波壁より海側へ構造物を新規設置することとしましたので、これらがエミオク津波の設定へ与える影響について確認する資料でございます。
0:45:23	(2)のaポツに示しておりますが、
0:45:27	対象構造物、対象構造物としましては、防波壁ツールポートピア括弧 2 番南及び高排気通路防波扉括弧 3 号東、前面に設置する漂流物対策工。
0:45:39	並びに、に売り上げ護岸。
0:45:42	近傍へ設置する漂流防止装置があります。
0:45:47	これらの平面位置を図 2-1 に示しております。
0:45:50	69 ページをお願いします。
0:45:56	こちらの図 2-1 に示すように、3 東の防波壁より海側に、これらの構造物を新規設置いたします。
0:46:06	68 ページに戻っていただきまして、
0:46:11	本規程の方はとびあ、(2)アガワ伊波の漂流物対策工につきましては、設置、設置地表で設置表面、EL8.5 メートルより上部として、
0:46:22	幅 13.9 メートル、奥行き 5.6 までの周年中間の構成扉かなります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:28	3 東につきましては、設置位置表面、EL8.5メートルより上部として幅19.5メートル、奥行き7.9メートルの支柱と支柱間の構成とヒダカなりません。
0:46:40	最後に漂流防止装置は、設置付近の地表のEL6.0メートルより上部として、外径2.2メートルの鋼管杭と、その上部の形成中からなります。
0:46:51	次に、bポツ、評価条件ですが、
0:46:54	水位上昇側の基準津波の解析結果と、漂流物対策工及び表防止装置の位置関係の比較から、エミーツツミカセの影響を検討いたします。
0:47:05	ここで評価対象とする波源につきましては、水位上昇残金済みでございます。基準津波1コガであり、防波堤なし。
0:47:13	近傍空き津波及び基準前後としております。
0:47:18	なおここで指す基準津波の解析結果は、
0:47:21	につきましては、漂流物対策及び漂流防止装置をモデル化しておりません。
0:47:26	続きまして評価結果でございますが、72ページをお願いします。
0:47:35	こちらに、水位上昇側の基準数におけるワダの案内の最大水位上昇量分布図を示しております。
0:47:42	まず前提としまして、施設護岸または防波壁の入力津波高さは、
0:47:48	右上図の最高水位地点における水位を一律で設定しております。
0:47:56	こちらの四つの図に示しております。漂流物対策工と、北側の影響防止装置につきましては、津波が到達しておりません。
0:48:07	一方、
0:48:09	橋梁報知装置の南側につきましては、木曾括弧鋼管杭の一部が、申請するもの。
0:48:16	その最大浸水深は0.1メートル以下と小さいこと。
0:48:21	及びNewツツミ高沢設置位置から、先ほど説明した最高水位地点から離れた坂オクで設定、設定していることから、入出金の与える影響はないと判断しました。
0:48:35	73ページをお願いします。
0:48:39	最後にまとめてございますが、防波壁より海側へ新規設置する構造物が力の設定与える影響について、
0:48:46	新設する構造物位置と基準線の評価結果を比較したところ、入力する設定と与える影響はないことを確認しました。
0:48:54	以上より暴排距離が新規設置する構造物は、木材を設定する際の影響要因として考慮しません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	以上で説明を終わります。
0:49:05	はい、清寺井です。それでは、ヒアリングコメントNo.103 について確認する点、お願いします。
0:49:16	規制庁のハツトリです。
0:49:19	コメント番号 103 について確認しました。
0:49:24	で、この確認結果については了としたいと思います。
0:49:30	これについて少し、2 点ほど確認、事実確認だけさせていただきたい、いただきたいと思います。
0:49:38	まず
0:49:40	漂流物対策工、
0:49:43	と。
0:49:44	防波扉については、
0:49:48	防波扉について、許可時に常時閉状態であるということは聞いています。
0:49:54	当然、
0:49:56	漂流物対策工についても、常時閉状態だというふうには認識をしているんですが、
0:50:03	その飛ぼうは扉と漂流物対策工について、常時閉状態だと、にするという事は、
0:50:11	どこかに記載があるのか。
0:50:14	どこかに記載をするのか、その点について説明してくださいどうぞ。
0:50:29	はい。中国電力の長田です。上、防波扉も簿対策工も常時閉状態でございます。ちょっと今、記載箇所については、
0:50:41	すみませんちょっと今すぐ確認ができておりませんので、確認をして
0:50:48	本日ご説明させていただいた資料か、ちょっと確認結果を踏まえまして、常時閉だということを追記するようにしたいと思います以上です。
0:50:57	はい。規制庁の服部ですはいこれは運用面として、許可の時にも示していただいたので、設工認のところの資料にも少し記載をするようにしてください。
0:51:09	記載箇所はお任せをいたします。
0:51:13	それともう 1 点なんですけれども、
0:51:22	これはちょっと事実の確認なんですけど、
0:51:37	本はとびだー
0:51:39	と防波扉前の漂流部署対策に対しては、
0:51:43	海域活断層の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:47	津波は、
0:51:49	その荷揚げ場に遡上しないので、
0:51:52	その影響はないということですよね。
0:51:56	で、
0:51:57	日本海島縁部についてわあ、今回の説明の中で、
0:52:03	入力津波自体は、
0:52:07	11.9メートルに設定してるんだけど、
0:52:11	あくまでも解析としてワー
0:52:14	沈下がなければ、
0:52:17	荷揚げ場には、
0:52:20	基準津波は遡上しないという説明を今回した。
0:52:27	ということなんですかそれとも、
0:52:29	その説明は今ここにここはここで説明したのはあくまでも、
0:52:33	入力津波に対して、漂流物対策工、
0:52:38	いわゆる何だろう、漂流防止装置、
0:52:45	による影響はないという説明だったのか、その
0:52:49	ちょっとそここのところが、
0:52:51	もう1回事実確認だけのためにさしていただきたいと思いますがいかがですか。
0:53:00	中国電力のセイキです。72 ページをご覧ください。
0:53:09	今の⑤の資料ですね。
0:53:23	こちらの方で示しております基準津波 1、防波堤ありなし、基準津波 2 と 5、防波堤ありなしこれはいずれも甲斐日本海島縁部を波源とした津波になります。
0:53:35	で、こちらの最大水位を記載したところでございまして、時刻は、関係なく、全時刻での最大水位を重ねて記載したものでございまして、
0:53:46	荷揚げ場に津波が上がらないかと言いますと、荷揚げ場にも色が塗られております通り、荷揚げ場には、一部、津波が上がってきているという状況でございます。しかしながら、
0:53:59	先ほどおっしゃっていただいた 3、3 号機東野漂流対策コウノ前や、値上は南野漂流物対策工の前、また漂流防止装置の基礎といったところには、
0:54:11	津波が届くものではなく入力津波への考慮するようなものではないということをごちらでお示しさせていただいております海域活断層につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:23	これよりも低いということで、考えております。以上です。
0:54:29	規制庁のハツリですはい。わかりました。ただ設計としてはあくまでも入力津波で設計するという事は変わらないんだけど、
0:54:37	解析上は、この
0:54:40	防波扉のところには津波が遡上しない解析結果になっているということで、説明があったというふうに理解をしました。よろしいでしょうか。はい。中国電力の加島です。今香取さんおっしゃられた通りで、設計上は、
0:54:54	ここに設置する防波し漂流物対策工にも、12目、12.6メートルの入力津波は考慮していくんですが、実態はここには到達しないので入力津波に与える影響はないということが今回の資料の主眼だと思っております。
0:55:09	以上です。はい。規制庁の服部です。はいわかりました。では103、コメント番号103については了といたします。私からは以上です。
0:55:22	規制庁チギラです。すいません。本当ナンバー103で、ちょっと確認だけ、私の方からも1点だけさせてもらいたいんですけど。
0:55:31	257ページとか258ページで、
0:55:35	これコメントの運用面の話なんですけど、
0:55:39	258ページのところで、今回、棒は、
0:55:43	扉と漂流物対策工。
0:55:46	ここ手動操作なんですけど、これも同時で行えるということで時間評価としては変わりませんよっていうところ。
0:55:57	の説明だと思っんですけど。
0:55:59	こう言って、4要因は、
0:56:02	追加されるのかどうかっていうところ。
0:56:06	ちょっと確認したいんですけど。
0:56:08	いかがですか。
0:56:13	はい。中国電力の永田です。
0:56:16	はい。
0:56:18	ケンヅメの方からご説明させていただきました通り、
0:56:23	海域活断層先ほどからありますように荷揚げ場には遡上しませんので、そのときは漂流物等にならないと、ヤダにあるものはですね、ならないということなんです、
0:56:34	日本海遠縁と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:37	地震が独立事象ということですので、はい基本的には電動で操作が可能だと思っておりますが、ここでは、
0:56:47	手動操作もできますので、手動操作であった場合でも対応は、時間内に可能だということをお示しをさせていただきました。
0:56:58	手動操作をやる場合は当然
0:57:00	手動で要員を確保いたしますが基本的には電動で対応が可能だというふうに考えております。以上です。
0:57:08	はい、わかりました。ちょっとこの辺りは、し、プラント側の審査でも、多分確認が必要かなと。
0:57:17	思いますので、それはあれですかね、どこかのタイミングで説明されるということで、
0:57:25	理解しておいてよろしいでしょうか。
0:57:37	はい。中国電力の荒田ナガタで少々お待ちください。
0:59:09	はい。お待たせしました中国電力の長田です。はい。先ほど羽鳥さんからもありましたように、
0:59:17	防波扉
0:59:19	対策工とともに常時閉状態ですので、作業のときに、
0:59:26	人員を、作業の時に開をして、鉄道操作とかそういうものが生じますので、そのときには、はい人員を閉操作もできるように、手動もできるように事業確保いたします。
0:59:40	プラント側の説明というのは今後このような手順関係は、保安規定とかそういうところで、
0:59:49	ご説明していくことになると思いますので、その辺で説明を考えております以上です。はい、わかりました。
0:59:57	ちょっと今回漂流物対策確保っていうのが
1:00:03	新たに設けられるということで、
1:00:05	それで開閉に関わるところの運用の話とかっていうのはワンプラント側が
1:00:11	日通さん、
1:00:14	ような話を、
1:00:16	何か、
1:00:17	ムロイとしてあったので、ちょっと今確認をしたんですけど本規定では確実に説明はされると思いますので
1:00:25	それ以外にですね必要があればですねちょっと説明の方していただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:35	それでは徳永です。
1:00:37	すいません。はいどうぞ。
1:00:40	中国電力の永田です。はい。承知いたしましたご説明させていただきました通り
1:00:47	はい。防波扉。
1:00:49	の開閉と、対策本部会議時間的に間干渉というか、しませんので、はいその旨ご説明させていただきたいと思います。以上です。
1:00:59	はい。
1:01:00	それでは
1:01:02	説明の、
1:01:03	次の説明の方お願いします。
1:01:09	はい。中国電力のケンツメです。以上でコメント回答は終了となりますが、適正化リストにおいて、補足で説明することがありますので、説明させていただきます。
1:01:20	主な説明事項は、陣形ポンプの移設に関する変更。
1:01:25	及び漂流物防止装置の設置に関する変更。
1:01:29	それと、その他変更した課長の説明となります。
1:01:33	最初に、除じん系ポンプの移設に関する変更について説明いたします。
1:01:38	資料 1 の 16 ページの、
1:01:41	No.321 を確認願います。
1:01:53	こちらの変更箇所ですが他にも関連する変更箇所としまして、
1:01:58	ナンバー323、327、328、330。
1:02:04	及び 340 を、同じ変更箇所となります。
1:02:09	こちらの欠席適正化ですが、設計の進捗に伴い、陣形ポンプ及び配管を浸水防護重点化範囲外へ移設することとしたため、適正化を実施しております。
1:02:22	詳細は補足説明資料を追加しておりますので、こちらを用いて説明いたします。
1:02:28	資料 5 の通しで 273 ページを確認願います。
1:02:44	こちらの資料で、S水層海水ポンプエリアに設置されている、造林系ポンプ及び配管を
1:02:51	水素除じん機エリアへ移設することに伴う影響について評価しております。
1:02:58	リン系ポンプ及び配管は、
1:03:00	耐津波設計の設置変更許可段階において、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:05	浸水防護重点化範囲である取水槽海水ポンプエリアに設置する計画であったため、
1:03:12	基準地震動 S_s による地震力に対して、
1:03:16	バウンダリ機能を保持し、
1:03:18	津波を流入させない設計としておりましたが、
1:03:21	詳細設計により、
1:03:22	浸水防護重点化範囲外にある。
1:03:25	範囲外である取水槽除じん機エリアへ移設が可能であることが判明したため、移設することとしました。
1:03:33	施設に伴い、グリーン系ポンプ及び配管は浸水防止設備の対象外となります。
1:03:41	変更に伴う影響評価ではありますが、
1:03:44	除じん系ポンプ及び配管は、
1:03:47	浸水防護時、
1:03:48	浸水防止、重点化範囲外、施設されるため、
1:03:52	津波設計与える影響はありません。
1:03:56	なお、移設に伴い発生する。
1:04:00	開口部については、周囲の断面性能と同様となるよう、
1:04:05	継続するため、影響はございません。
1:04:09	278 ページの表 5 ポツ 6-1 を確認願います。
1:04:20	表の中の図に示す通り、除じんポンプを、地震防護重点化範囲外である水槽除じん機エリアへ、
1:04:28	移設します。
1:04:31	続いて、275 ページを確認願います。
1:04:39	移設に伴いまして、津波の流入経路が変更となっております。
1:04:44	変更箇所は、表にも示しております通り、
1:04:48	水道常任系エリアをエリアと、取水槽海水ポンプメディアとの、
1:04:53	境界貫通部の高さが、
1:04:56	EL6.3 から 7.3 メートルだったものを、
1:04:59	6.5 メートルから 7.3 メートルに変更しております。
1:05:03	また、除じん形ポンプの移設により、
1:05:06	NBポンプの流入経路を削除しております。
1:05:11	続いて 276 ページ予算確認願います。
1:05:20	こちらの変更箇所は、除じん系ポンプ及び配管の移設に伴い、
1:05:25	図の中から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	個人系ポンプ及び配管を削除しております。
1:05:31	続いて、277 ページを確認願います。
1:05:37	こちらの変更は、
1:05:39	移設に伴い、経路から除じん系ポンプ及び配管を削除しております。
1:05:48	278 ページを確認願います。
1:05:51	こちらの表の上の変更課長になります。
1:05:54	ドレン系ポンプ配管は設置変更許可段階では、
1:05:58	浸水防護重点化範囲である水槽、海水ポンプエリアに設置する計画であったため、基準地震動Ssによる地震力に対して、
1:06:08	マウンドリ機能を保持し、津波を流入させない設計とすることを記載しておりましたが、
1:06:15	移設に伴い考慮する必要がなくなったため、削除しました。
1:06:21	表中の、下の変更箇所及び、
1:06:24	次のページ、279 ページの変更箇所は、
1:06:28	移設に伴う、図の中からの昨日になります。
1:06:33	以上の評価結果から、
1:06:35	樹林系ポンプ及び配管の移設に伴う影響はないことを確認しております。
1:06:40	また、今回説明した変更箇所は、主な変更箇所になりますが、同様な図や記載について、同じく変更しております。
1:06:53	続いてNo.322 の適正化箇所の内容を説明いたします。
1:06:58	資料 1 の、
1:07:00	16 ページ。
1:07:03	No.322 の適正化になります。
1:07:10	こちらの説明として、資料 3 の、
1:07:16	通しで 31 ページを確認願います。
1:07:25	こちらの図 3-6 になります。
1:07:28	適正化内容としては、
1:07:30	ポンプ田名を撤去いたしましたので、ポンプの撤去に伴いまして、図からポンプ 7 を削除しております。
1:07:37	同じ資料で、79 ページを確認願います。
1:07:48	こちらの図もポンプざるをえさ、削除しております。
1:07:54	続いて、No.342 の、
1:07:57	変更箇所について説明いたします。
1:08:01	資料 1 の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:03	18 ページ。
1:08:05	342 番を確認願います。
1:08:12	変更内容としましては、
1:08:15	資料 3、通しで 183 ページとなります。
1:08:22	失礼いたしました。
1:08:27	資料 5 でした。申し訳ございません。資料 5 の通しで 183 ページとなります。
1:08:40	はい。こちらの図、図中で海底地形と島根原子力発電所の位置関係を明確化しております。
1:08:51	続いてナンバー100324 の適正化内容を説明します。
1:08:55	資料 1 の、
1:08:57	16 ページの、
1:08:59	324 番を確認願います。
1:09:08	こちらを説明しまして、
1:09:10	資料 3 の通しで 42 ページを確認願います。
1:09:22	こちらの表は、他号機の放水施設から、
1:09:27	法律側の津波の流入評価結果を示したものになります。
1:09:32	適正化内容としましては、
1:09:34	天端高さ、
1:09:36	電波開口高さEL9.0 の、
1:09:40	1 号機放水接合層には、敷地高さである 8.5 メートルに伝播開口部を有する。
1:09:47	屋外排水が接合されておりますので、
1:09:50	詳細な仕様として記載し、そちらの会合高さを考慮しても、
1:09:55	入力津波高さに対して 5 メートルの余裕があることを追記しております。
1:10:03	続いて
1:10:05	331 の適正化内容を説明します。
1:10:08	資料 1 の、
1:10:10	17 ページの、
1:10:12	331 の適正化となります。
1:10:17	説明は資料 3 の、
1:10:21	通しで 113 ページを確認願います。
1:10:34	ちょっと黄色ハッチングしたところとなりますが、
1:10:37	防犯域へ多重交換群式擁壁へ設置する。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:42	漂流物対策工について、
1:10:44	その構造と設置位置、海側なのか、陸側なのかの記載を追記しております。
1:10:51	同じく、逆T擁壁、見返し重力要求についても、それぞれ、同じ資料で114 ページ、115 ページを適正化しております。
1:11:09	続いてNo.318 ページ、No.318 の適正化内容を説明いたします。
1:11:17	資料 1 の、
1:11:18	16 ページ。
1:11:20	318 の適正化です。
1:11:23	こちらに関連する適正化箇所があります。
1:11:26	No.319、329。
1:11:30	333 が該当します。
1:11:33	適正化内容は、島根 2 号機に設置する。
1:11:37	漂流防止装置形成中について。
1:11:40	設置変更許可段階においても設置することを説明しておりましたが、
1:11:44	耐津波設計の基本設計方針及び津波への配慮に関する説明書への記載ができておりませんでしたので、
1:11:52	基本設計方針及び津波への配慮に関する説明書等の、
1:11:56	図書の適正化を行っております。
1:11:59	資料 3 の通しで 10 ページを確認願います。
1:12:11	(6) の記載となります。
1:12:15	こちらに漂流防止措置の記載を追加しております。
1:12:20	また、津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計方針にも併せて、漂流防止措置に関する記載を追記、追加しております。
1:12:30	その他関連する場所の辺適正化を実施して、
1:12:35	おります。その変更箇所については、
1:12:38	資料 1 の適正化リストに記載の通りとなりますが、
1:12:42	一部適正化リストへの記載が漏れておりましたので、訂正いたします。
1:12:47	資料 1 の、
1:12:52	16 ページ、319 番となります。こちらの適正化箇所の
1:12:57	記載で資料 3 の中で、
1:13:01	21 ページにも変更箇所があるのですが、記載が漏れておりました。修正させていただきます。
1:13:11	こちらの、
1:13:12	適正化に関連する

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:15	関連する記載としまして、設計に関する記載の追加がありますが、
1:13:20	こちらの説明は、担当者を変えて説明させていただきます。
1:13:37	中部電力の木村です。変わりました私の方から漂流防止措置の面積について説明いたします。資料番号 3、
1:13:45	の通し番号で 100 ページをお願いいたします。
1:14:04	こちらは津波への配慮に関する説明書の中の、津波防護に関する施設の設計方針の中で、3 ポツ、要求機能及び性能目標を、そして 4 ポツ、機能設計の中に、
1:14:16	それぞれ漂流防止措置の記載を追加しております。
1:14:21	102 ページをお願いいたします。
1:14:27	こちら、3 ポツ、要求機能及び性能目標の
1:14:32	図 3-1、津波防護に関する施設の配置の中に、漂流防止措置として、エミヤギ 5 案の部分に記載をしております。詳細については後程説明させていただきます。
1:14:46	112 ページをお願いいたします。
1:14:54	こちら、3 ポツの要求機能及び性能目標の中の漂流防止措置についての記載になります。
1:15:00	漂流防止措置として、(1)設備、
1:15:03	ポツ漂流防止装置括弧罫線中を挙げております。(2)要求機能といたしまして、漂流防止措置は地震後の繰り返しの来襲を想定した津波に対し、
1:15:13	余震を考慮した場合においても、燃料輸送線、及びLW操船、括弧、以下、燃料と輸送線という、
1:15:22	係留できることが要求されます。
1:15:25	(3)性能目標として、秤量防止装置罫線中は海域活断層に想定される地震による津波、基準津波 4 の流れにより作用する、燃料という操船の引張荷重以下係留力といえます。
1:15:39	に対して、燃料という宗線を経由する機能を保持することが、機能設計上の性能目標とされています。
1:15:47	また、漂流防止措置、
1:15:49	係船中は係留力に対し係留機能が保持できる設計とするために、地震後機能を保持できる範囲に変形をとどめる漂流防止措置木曾、カッコ多重鋼管ぐい、205 番。
1:16:00	の上部に設置し、主要な構造部材が構造健全性を保持する設計とすることを構造強度上のSec性能目標としております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:14	129 ページをお願いします。
1:16:27	こちら、4 ポツ、機能設計の中の 4 ポツ 4 漂流防止装置についての記載になります。
1:16:32	漂流防止装置は 3 ポツにありました要求機能及び性能目標で設定している、機能設計上の性能目標を達成するために以下の設計方針としております。
1:16:43	漂流防止措置係船中は海域活断層に想定される地震による津波の流れにより作用する燃料という宗線の係留力に対し、漂流防止装置に要求される機能を保持する設計とします。
1:16:54	また、漂流防止措置確保係船中は、地震後機能を保持できる範囲に変形をとどめる漂流防止装置基礎カッコ多重鋼管杭 205 番の上部に設置します。
1:17:09	資料番号 7 お願いいたします。
1:17:28	こちら、津波への配慮が必要な施設の共同計算の基本方針につきましても、3 ポツ、構造強度設計の中の 3 ポツ 1 ポツ 4。
1:17:37	そして 3 ポツに、機能保持の方針の中の 3 ポツ 2 ポツ中に、中で漂流防止措置の記載をしております。
1:17:47	目次の 2 ページお願いいたします。
1:17:50	5 ポツの 4 について漂流防止措置に関する評価式というものを加えております。
1:18:04	9 ページをお願いいたします。
1:18:13	こちらは 3 ポツ 1 構造強度の設計方針ということで漂流防止措置の記載ありますが、先ほど説明して、説明させていただいておりますので割愛させていただきます。
1:18:26	48 ページをお願いいたします。
1:18:37	こちら、3 ポツに、機能保持の方針の中の秤量防止措置についての記載になります。
1:18:44	(1)構造設計として、
1:18:47	3 ポツ 1 の方針で示されている通りの荷重を踏まえ、以下の構造とすることを書いております。そして漂流防止措置括弧桂川中は計算値及びアンカーボルトで構成し、係船中をアンカーボルトにより基礎に据えつける構造としております。
1:19:04	構造について、49 ページ、表 3 ポツ 2-12 に示しております。
1:19:12	(2)評価方針ですが、距離防止措置、係船中は、
1:19:18	海域活断層に想定される地震による津波に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:21	より作用する燃料という操船の係留力に対して、計算値及びアンカーボルトが概ね弾性状態に留まることを確認します。
1:19:33	続いて 51 ページをお願いいたします。
1:19:41	こちら漂流防止装置、係船中を新たに追記するにあたって、新たに定義している荷重となります係留力というものを新たに定義しております。
1:20:00	続いて 52 ページをお願いいたします。
1:20:09	拡充についての説明がありますが、
1:20:13	最後の黄色いハッチがかかっている部分ですね。なお、船の係留の影響を受ける施設については係留力の組み合わせを考慮します。ただし、係留力に対して余震荷重、SDKSDの割合が無視できる施設については、
1:20:27	各共同計算において、余震荷重SDKSDの影響が無視できることを確認した上で、組み合わせ計算を実施しないこととしております。
1:20:39	続いて 89 ページをお願いいたします。
1:20:51	こちら、施設ごとの評価対象部位の許容限界ということで漂流防止装置、係船中の許容限界は以下のようになっております。
1:21:05	続いて 101 ページをお願いいたします。
1:21:17	5 ポツ、強度評価方法の中の秤量防止措置に関する評価式の記載になります。
1:21:23	評価方法、評価式、評価方法については以下のようにしております。(1)評価方針を(2)に評価部位を示しております。(3)強度評価の方法及び結果につきましては、この後、計算書の方用いてご説明いたします。
1:21:47	資料番号 9 をお願いいたします。
1:22:00	こちら漂流防止装置の強度計算書になります。
1:22:04	適正化リストにも記載をさせていただいているんですけども、第 6 回補正に、
1:22:09	おいて提出しておりました計算書の別紙としておりました。漂流防止措置基礎(タ)中鋼管杭の耐震性についての計算書につきましては、第 7 回補正にて再度提出させていただきます。
1:22:22	よって、提出いたしました資料より目次及び本文を削除しております。
1:22:29	そして漂流防止措置の共同計算のご説明をするにあたって、補足説明資料の中に共同計算書の内容が含まれておりますので、今回ご説明するにあたっては補足説明資料の方を用いて説明させていただきます。
1:22:43	資料番号中をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:55	こちら浸水防護施設の耐震性に関する説明書の補足説明資料の中の2ポツですね浸水防護施設の耐震強度計算に関する補足説明の中の2ポツ6、
1:23:06	2、漂流防止措置に関する補足説明として今回提出させていただいております。
1:23:15	補足説明資料2ページお願いいたします。
1:23:25	図の2ポツ1-1に、漂流防止措置の位置を示しております。漂流防止措置は値上げ護岸の南北、
1:23:33	及び荷揚護岸上にございます。
1:23:37	3ページお願いいたします。
1:23:42	こちらにポツに構造概要として、秤量防止措置の概要図を図2ポツ2-A-1に示しております。
1:23:52	こちら、
1:23:54	黄色い
1:23:55	丸、
1:23:56	が漂流防止装置、係船中を、そして赤い棒が係留策をそれぞれ示しています。
1:24:06	10ページをお願いいたします。
1:24:15	3ポツの2、評価対象部位として今回共同計算にエースをするにあたって漂流防止措置にと、生じる係留力に伴う荷重は、
1:24:24	係船中アンカーボルト及びアンカー湾を介して基礎に伝達されることから、評価対象部位を係船中、アンカーボルト及びアンカー盤としております。評価対象部位は、図3ポツ2-1の通りとなっております。
1:24:42	11ページをお願いいたします。
1:24:48	3ポツ3、荷重及び荷重の組み合わせとして、
1:24:52	経営力Pについてご説明しております。
1:24:56	係留力の作用イメージを図3ポツ3ポツ1-1に示しております。
1:25:06	こちら経営力Pが作用した時に、港湾構造物標準設計、
1:25:11	によると、直中では同部上端に係留力Pの大きさの水平力、そして中央鉛直方向を抜きに二分のPの力を作用させ、作用させることとされていることを用いているため、こちらを適用しております。
1:25:28	12ページをお願いいたします。
1:25:35	3ポツ3ポツに、荷重の組み合わせとして、表裏防止装置の共同計算に用いる荷重としては係留力Pのみを考慮しその構造から風荷重及び積雪数積雪荷重の影響は考慮しないものとなりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:48	また余震荷重につきましては、余震の最大水平加速度 410 センチメートルパワーS2 以上が生じると仮定して、余震荷重を算定した時に、下記の通り、1476 ニュートン。
1:26:00	となったため、係留力、25 万ニュートンに対して余震荷重の割合が十分に小さくなることを確認しているため、今回のスケアにおいては考慮しないこととしました。
1:26:13	15 ページをお願いいたします。
1:26:20	3 ポツ号評価方法になります。こちらは(1)で罫線中括弧にアンカーボルト(3)アンカー版のそれぞれの応力の算定方法を示しております。
1:26:34	27 ページをお願いいたします。
1:26:43	4 ポツ、評価条件として、共同評価に用いる評価条件を以下の表の通り、表 4 ポツ 1-1 でまとめております。
1:26:55	28 ページをお願いいたします。
1:27:03	最後 5 ポツ評価結果として、表 5 ポツ 1-1 に、
1:27:09	発生値、許容限界及び照査値をまとめております。
1:27:13	一番厳しい照査値としては、アンカー盤のコンクリートのせん断応力度表の一番右下のところになりますが、せん断応力度 0.467 となりました。
1:27:27	以上で漂流防止措置についての説明を終わります。
1:27:40	はい、規制庁チギラです。説明ありがとうございました。
1:27:43	それでは工認適正化所と、今説明いただいた漂流防止装置に関してです、確認する点がある方、お願いいたします。
1:28:07	規制庁のハツリです。
1:28:09	ではただいま適正化箇所について説明がありましたけれども、全体を通して説明があったということ。
1:28:20	と、
1:28:22	いうことにしてちょっと全体、
1:28:25	を通してちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:28:29	まず最初、
1:28:31	②の資料お願いします。
1:28:39	19 ページをお願いします。
1:28:45	あ、すみません 19 ページではわからん。わかりますねはい。
1:28:50	今回、
1:28:55	津波、
1:28:56	日韓スルー。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:59	施設としてわあ、
1:29:02	津波防護施設等、浸水防止設備と、
1:29:07	津波監視設備及び漂流防止装置、この四つ。
1:29:13	になったということで理解すればよろしいでしょうかどうぞ。
1:29:22	中国電力のケンヅメです。はい。ご理解の通り、その用地となります。以上です。
1:29:28	規制庁の服部ですはい。
1:29:30	それで、
1:29:31	この四つについては、
1:29:34	耐震の方の基本方針でも、この四つに対する耐震の基本方針が読めるようになってるんでしょうかどうぞ。
1:29:51	はい。中国電力の長田です。はい
1:29:56	耐震の基本方針とおっしゃられましたのを、Sクラス施設の
1:30:02	ことだと思えますけれども、今、四つ挙げた施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備綱に監視設備は、
1:30:13	Sクラスですので、はい耐震の方針、
1:30:16	Sクラスをな。
1:30:18	まとめてそちらの方針の方で扱います。で、表裏防止装置については、Cクラス、節機能異常するものになりますので、
1:30:29	こちらは別途、
1:30:32	耐震計算の方針のほうを準備してご説明をさせていただき予定でございます以上です。
1:30:41	規制庁の服部ですはい少し理解ができましたけれども、
1:30:46	この第5条の、
1:30:49	基本設計方針の中では、
1:30:52	あくまでも、
1:30:53	記載としては、津波防護施設、
1:30:58	浸水防止設備及び津波監視設備について云々というふうに基本的には書いてあると。
1:31:05	いう理解を今いたしました。
1:31:08	一方
1:31:10	この漂流防止装置の位置付けが少し違うということですが、
1:31:15	この表裏防止装置にタイスルー。
1:31:19	基本設計方針のようなものは、
1:31:22	何らかの形で読めるようになってる一んでしょうか。どうぞ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:35	はい。中国電力の長田です。
1:31:38	はい。こちらはですねちょっとわかりやすさの観点でちょっと例示をいたしますと、
1:31:45	先行プラントで同じような漂流防止装置はないんですけども、津波影響軽減施設とかそのSクラスでないものの扱い等も参考にいたしました。
1:31:59	はい。
1:32:01	先ほど説明をさしていただいた
1:32:05	施設の設計方針の方には、あわせて、
1:32:13	方針の方を、
1:32:14	鳥栖説明をさせていただいて、
1:32:17	います具体的には、③の資料ですね、の方には、
1:32:24	99 ページからのところで、
1:32:27	6-1-1 の 3-2-5 というところに、津波防護に関する施設の設計方針というのがございますので、ここでまず説明書の中では、
1:32:37	主
1:32:39	先ほどの表裏防止装置も含めた四つの施設設備に対しての、
1:32:45	説明をさせていただいて、耐震
1:32:50	計算の方針については、
1:32:52	ちょっと繰り返しになって恐縮ですけども、Sクラス施設であるもののAとして、津波防護施設浸水防止設備津波監視設備については、
1:33:03	はい耐震設計の方で、その他のSクラス施設と同じくで漂流防止装置の方は、CクラスのSs機能維持になりますので、別途、
1:33:14	耐震計算の方針書を作ってご説明をする予定です。
1:33:18	共同計算の方はそのような、ちょっとクラス分けみたいなものがございませんので、すべて合わせて、先ほどご説明をさせていただいて、
1:33:27	きました。
1:33:28	少々お待ちください、
1:33:32	当資料 7 ですね、7 のA炉、6-3 の別添 3-1 の中に、
1:33:40	はい、添先ほどの四つの施設をまとめて、基本方針を説明させていただくというような構成にしております。以上です。規制庁の服部ですはい大分わかってきましたということは、
1:33:55	様式 7 とか、様式 6 の中には、
1:33:59	漂流
1:34:00	防止設備でしたっけ、すみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:04	漂流防止装置という言葉は出てこないというふうに理解をされていて頭の中でも、
1:34:12	基本的には入ってこないということでしょうか。
1:34:17	はい中国電力の長田です先ほどご指摘いただきました箇所の資料②、
1:34:23	資料 2 番、
1:34:25	－19 ページこれも様式 7 ですので、
1:34:29	ですね津波の
1:34:31	基本設計方針なり説明書、添付の説明書の中では、四つの施設をまとめてご説明をいたします。その耐震設計の
1:34:43	基本方針、
1:34:45	になりますと、Sクラスのを三つは、
1:34:50	CPで言いますと 5 条。
1:34:53	の方で説明になりまして、残る漂流防止装置については、
1:34:59	別途耐震計算の方針を作って、ご説明をさせていただくというような構成ですので灰基本設計方針とか様式 6、
1:35:10	7 には表裏防止措置も含めた記載になります。以上です。規制庁のハットリですはいわかりました。また
1:35:20	何かありましたら確認をさせていただきますが、説明の方は、概ね理解をしました。
1:35:36	規制庁のハットリです。それでは、
1:35:41	資料の、
1:35:42	3 番。
1:35:45	この 73 ページお願いします。
1:35:49	これも単なる事実確認になるんですけども、
1:35:53	機器配管への対策概要図というこの
1:35:59	機器配置図っていうのは、これってマスキング対象じゃないというふうに理解してもいいんですかどうぞ。
1:36:11	中国電力のケンヅメです。はい、松木対象ではございませんので、ご理解の通りでございます。以上です。
1:36:17	規制庁の服部ですわかりましたすみませんちょっと私の記憶では、許可の時はマスキングだったような気もしないでもなかったので確認だけさせていただきます。
1:36:30	規制庁のハットリですはい。次 102 ページをお願いします。
1:36:34	これは記載だけなんですけれども、
1:36:37	中ほどのところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:40	影響評価において津波防護施設、何とかなん浸水防止設備、津波監視設備及び漂流防止装置に分類しているって書いてるんですけど、
1:36:54	この一番最後の 2 行目のところの施設分類の中には、
1:36:59	表裏防止装置が入ってないんですけども、
1:37:01	これは入ってないのは何か理由があるんでしょうかどうぞ。
1:37:09	中国電力ケンヅメです記載のものでございます。申し訳ございません適正化して修正いたします。以上です。市長の服部ですわかりました。
1:37:18	次、5 番の資料をお願いします。
1:37:23	ごめんなさいこれは先ほど聞きましたね。
1:37:26	5 番の資料について、
1:37:42	規制庁のハツリです。5 番の資料の、
1:37:55	258 ページをお願いします。
1:37:58	これも事実確認なんですけれども、
1:38:03	例えば①燃料図使用済み燃料輸送作業において、
1:38:10	資機材の
1:38:12	積載に、
1:38:14	30 分かかる。
1:38:17	ということなんですけれども、
1:38:19	これって許可のときから、この 30 分は見込んで、
1:38:24	使用済み燃料、
1:38:27	輸送線は、
1:38:30	3.5 キロ以上の沖合まで退避できる時間がある。
1:38:34	ということだったんですけど。ちょっと各自のために確認だけさせてください。
1:38:41	はい、中国電力の長田です。許可のときから同じでございます
1:38:46	通しで 257 ページの
1:38:52	大丸一井のところに、
1:38:54	キャスクが二つで、1 個当たり 15 分とございますが、この辺を文字だけにしてたのを今回ちょっとわかりやすさの観点で、表にしたものでございますので、許可から、
1:39:06	この辺は変わっておりません以上です。
1:39:10	規制庁のハツリですはい。わかりました。
1:39:14	ここに書いてある、157 ページにそこら辺の考え方は書いてあるということですね。
1:39:22	ちなみにこの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:25	低レベル廃棄物の搬出作業。
1:39:28	は、これ 5 分になってますけど、
1:39:31	実際 5 分で中断できるようなもんなんですかどうぞ。
1:39:46	あ、はい。中国電力の長田です。すいません 5 分で、中断とおっしゃられた。
1:39:55	趣旨はすいません、ちょっと理解できておりませんもう少し補足いただけませんかでしょうか。規制庁の服部です。258 ページの、
1:40:04	②、
1:40:05	の時間表を見ると、
1:40:09	資機材積載が 5 分。
1:40:13	となっていますと。
1:40:16	燃料と輸送線の方は 30 分だったんですけど、
1:40:19	これについては、2 個いっぺん 2 積むので、それ 1 回 5 分。
1:40:26	2 個、一遍に積んで積載時間が 5 分だということが、257 ページに書いてあると。
1:40:32	ということで、
1:40:33	これは理解をしたんですけれども、
1:40:36	これはあれですかね、アノつ大津波警報が起こ生じたら、途中で、
1:40:43	最後、途中で中断してでも 5 分で積載を終わらせて、退避する。
1:40:52	ということだというふうに私は理解したんですけれども。
1:40:56	実際 5 分で、実際こう、
1:40:59	中断できるのかなということの、
1:41:01	念のための事実確認だけさせていただこうと思ったんですがいかがですか。
1:41:06	はい。中国で力のナガタです。はい
1:41:11	はいチューナーといいますか 5、5 分で来る間に、
1:41:16	モス、
1:41:17	中断できて、はい。車両の方は対比できるということでございます以上です。
1:41:27	規制庁のハツリです。すいません。ごめんなさい私の聞き方悪かったんですけどこれ、そうか車両だけあれ。
1:41:34	これは、船の方は、
1:41:40	どうなりましたっけ、対比するんですしたっけ。
1:41:47	はい。中国電力の長田ですはい。日本海遠縁ですので、廃船の方は、対比いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:55	はいそうですね 257 ページにも記載がありますように、②のところですね、輸送線への積載時間ですので、はい中断といいますか。
1:42:05	輸送性に乘せてしまって、車両は退避すると。
1:42:10	いう。
1:42:11	ことでございます以上です。
1:42:13	規制庁の服部ですすみませんちょっとしつこくて申し訳ないんですけど、
1:42:19	LLWの輸送容器っていうのは、
1:42:22	基本的に 1 回 2 個しかないっていうことですか。
1:42:29	はい中国電力の長田です。はい。荷揚げ場に持ち出すのは 2 個ずつということでございます以上です。
1:42:41	シントウのハットリですわかりました。すみませんちょっと勘違いしてましたね私は何個か数量があって、
1:42:49	そのうちの例えば 10 個とかあってそのうちの 2 行をいっぺんに
1:42:55	積んで、
1:42:56	10 個あれば、5 分掛ける。
1:42:59	5 か 25 分かかる。
1:43:01	ので、5 分ということは途中で止めて中断して退避するのかなと思ったんですけれども、基本的には、
1:43:08	1 回中に入れるのは 2 個だということで理解をしました。それでよろしいですねどうぞ。
1:43:17	中国電力の長田です。はい。ご理解の通りでございます。以上です。
1:43:22	規制庁の服部ですはい。わかりました。
1:43:37	⑤の資料の 273 ページお願いします。
1:43:44	今回除じん系の機器と配管は、
1:43:48	除じんエリアに持ってきた。
1:43:50	ということなんですけれども、
1:43:52	これはいかんのかわわあ、除じん機エリアの中で閉じてるというふうに理解してもよろしいですかどうぞ。
1:44:02	はい中国電力の長田です。はい。除じん系配管のことだと思いますけどもご理解の通りでございます。以上です。
1:44:10	規制庁の服部ですはい、事実確認しました。
1:44:13	次、
1:44:16	7 番の資料お願いします。
1:44:21	17 ページをお願いします。
1:44:26	この 17 ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:28	断面図において、
1:44:31	重力擁壁の底盤部に、
1:44:36	漂流物対策法を設置しない理由を説明してくださいどうぞ。
1:44:44	はい。中国電力ヨシツグです。
1:44:50	図の 17 ページの構造図の下の方のところだと思いますけれどもこちらにつきましては、
1:44:58	上部工、マッシュなコンクリートの、
1:45:01	呼ぶかございます。こちらで評価できるというふうに考えておりまして、ここには対策をつけておりません。
1:45:08	下のところにつきましてはケーソンということで隔壁等があるということで濃いこの範囲については抜けているというものでございます。以上です。ホ規制庁の服部です。
1:45:20	念のために確認しますけれども、この底盤部にもう、
1:45:25	漂流物が衝突することは想定して、
1:45:30	設計を行うということによろしいですか。はい。中国電力のヨシツグでございます。
1:45:37	基本的な考え方は津波の入力津波に潮位のばらつき等を入れたものの一番高い 12.6 のところにショートさせるというのが一番厳しいと思っておりますけれども、
1:45:49	はい。
1:45:49	津波防護施設Ⅱとして厳しい部位にも評価を充てるということで、この下のところの対策を張って、つけているところの部分についても評価をするというふうに考えております以上です。
1:46:05	規制庁のハットリですはいわかりました
1:46:09	実際基準津波わー1 とか 2 とか 4 とか、そういうもので代表させてるんですけど、
1:46:17	その計算上の基準津波しか来ないということでは多分ないと思うので、
1:46:22	す、設計として想定スルー場合ワ-
1:46:27	私の考えとしては、その不確かさ、
1:46:31	も考慮して、いろいろなV2しようとすることは考慮する。
1:46:36	必要があるのかなと思って確認したんですけど、例えば底盤部に衝突した場合は、おそらく底盤は暑いので、
1:46:44	それがどうこうなるということではないので、対策はないんだろうなというふうには認識はしてるんですけど。
1:46:53	例えばずれどめとかがあるんですよケーソンとの間のね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:57	そのずれとメモ。
1:46:59	漂流物衝突を考慮して評価するのかどうかというところ、いろんなところが考えられるので、
1:47:08	どういようなところに漂流物を当てて評価するのかなっていうことで、ちょっと事実だけ確認させていただいたということでございます。
1:47:18	はい。中国電力のヨシツグでございます。こちらについては
1:47:23	設置許可時からの一体化しているということでご説明しておりますので、そういった観点での影響検討という意味での、
1:47:31	影響検討といえますか、モデルとして、
1:47:35	実施工と同じようにモデルになってるかという観点で、そういったところの調査も合わせて今後ご説明させていただきたいと思っております以上です。規制庁の服部ですはいわかりました。
1:47:47	24 ページをお願いします。
1:47:51	この 24 ページのマスキングは、
1:47:54	何をマスキングにしているのかを説明してください。
1:47:58	ちょっと聞きたいことは違うんですけども、聞いてはいけないことは何かということの事実確認をさせてください。どうぞ。
1:48:06	はい。中国電力のヨシツグでございます。こちらの上側の方の寸法、
1:48:11	のところ、特に内側の寸法のところが、
1:48:16	マスキング対象となっております以上です。
1:48:19	規制庁の服部ですわかりました。
1:48:23	縮小版の設置なんですけれども、
1:48:28	許可のときの、あれは概念図だと思うんですけども、かなり固定の数が少ない。
1:48:35	印象を受けます今回 4ヶ所ですよ。
1:48:43	許可の時はかなり多くついていたということで
1:48:48	ちょっとこれは少し気になって特に気になるのは、背面の方は二つに分割されてるので、
1:48:55	基本的には分割されてるところは接合するとか、あとで接合するとか、そこに、
1:49:02	アンカーをつけ、ボルトをつけて固定するとか、めくれール可能性もありますので、通常そういう設計をするのかなと思ったんですが、ちょっと余りにも少ないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:13	そういうところにもないですし、こちら辺はどのようにお考えかというのを聞きたかったんですがいかがですか。はい。中国電力のヨシツグでございます。4ヶ所ではなくつけておりますで、
1:49:25	すみません、この図面なんですけれども、
1:49:31	すみませんおそらくって言って申し訳ないんですが、施工上の釣り
1:49:36	金物の絵をちょっと載せてしまっているんじゃないかと思います。ちょっとすみません確認をさせていただきますけれども、4ヶ所で止めているとそういうわけではございませんので、
1:49:47	そこは、最終確認してまた図面等適正化必要であれば適正化させていただきたいと思っております以上です。規制庁の服部ですはいわかりました。ちょっと余りにも少ないなど。
1:49:59	計算上はこれで持つのかもしれないと思いつつ、ちょっと少ないなどという印象を受けたので事実確認だけをさせていただきました。
1:50:08	あと 60 ページをお願いします。
1:50:11	これは許可の時にもう、こちらはお願いベースにはなると思うんですが、
1:50:18	どうしても、
1:50:20	この日本海島縁部等、
1:50:24	余震は重畳させないということで、
1:50:27	重畳時については、
1:50:30	日本海島縁部の
1:50:32	津波荷重は考慮しないんだよと。
1:50:36	いうことを、
1:50:40	理解をしてるんですけども、
1:50:44	この表の中でもう、その旨許可の時の表にも書いていただいたんですけど、
1:50:50	それはわかるようにしていただければ、ちょっと説明性が向上されるのかなあと。
1:50:57	いうことを、
1:50:58	なんですがいかがですか。
1:51:12	はい。中国電力のヨシツグでございます。おっしゃる通り、
1:51:17	重畳時、
1:51:19	※1※2 までしか少し記載してなくて重畳時がどうかっていうところに、
1:51:26	旧丸印Cで付けてはいるんですけども、もう少しわかりやすいように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:32	ちょっと工夫をさせていただきたいと思います以上です。正常のハタですはいわかりました。前の方を読んでしっかり読んでいけばわかるんですけれども、どうしてもここだけ見ると、
1:51:43	なんで逆T擁壁には頂上時がないのって、
1:51:47	不動いつも疑問に思っここで引っ掛かるので、許可のときにもつけていただいたという経緯がありますので、その旨つけていただければ説明性が向上するのかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:52:01	あともう1点なんですけども、
1:52:03	この強度計算の対象施設の中に、
1:52:07	漂流物対策工、
1:52:09	の扉部がないというのは何か理由があるんでしょうかどうぞ。
1:52:19	中国電力のセイキです。
1:52:22	漂流物対策工の扉部に関してはですね、
1:52:29	すいません、こちらの方おっしゃる通り記載しておりません。止水構造のメインが扉ということで、そちらの方を記載させていただいておまして、
1:52:40	すいませんちょっと該当ページ探しますが、漂流物対策工については、
1:52:44	漂流物荷重のみを受け持つと言って記載をさせていただいているかと思えます。該当ページ探しますので少々お待ちください。
1:54:10	すいません中国電力のセイキです。失礼しました表。
1:54:13	防波扉につきまして漂流物。
1:54:18	6 ページですね。
1:54:21	ええ。
1:54:26	6 ページ、3、構造強度の設計方針のところになりますその(2)番として、防波壁通路防波扉についての記載がありまして、
1:54:39	なお書きのところで、漂流物の衝突による荷重に対しては、漂流物対策校正実施、主要な構造部材の構造健全性を、
1:54:50	保持する設計とすると書かせていただいております、以下のところではですね、主な対象を部位部材である防波扉についての記載を、
1:55:00	主で書かせていただいているというところでございます。以上です。
1:55:06	規制庁の羽鳥です。そこの中に含めてるということは、
1:55:11	この荷重の組み合わせがどうなってるのかというのについては、
1:55:16	防波扉の荷重の組み合わせのところを見ればいい。
1:55:21	ということですか例えば風荷重は見ます。
1:55:24	積雪荷重は見ます。
1:55:32	一応、津波荷重も見ル一何らかの形で見るというふうに前回ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:39	これはまだ確認、見るか見ないか含めて確認はできていないんですけど、見る可能性がある。
1:55:46	とか、あとはショールーム衝突荷重を見るとか、当然ですけど、
1:55:51	そういう組み合わせは、
1:55:54	わかった方がいいんじゃないかなということを確認をしたんですがいかがですか。中国電力のセイキです。おっしゃる通りかと思えます。現状はですね、防波扉のみの荷重の組み合わせを書いております、
1:56:07	その前面にある漂流物対策工の荷重の組み合わせというものを記載できておりませんので、そちらをわかるように記載させていただきたいと思えます。
1:56:17	口頭になって申し訳ございませんが今、各考慮している荷重としてはすべての津波、風というものをA地区の方に作用させるということで、コメントいただいたところを、
1:56:30	考慮しておりますし、また、当然でございますが漂流物を考慮しているというようなものでございます。以上です。
1:56:37	規制庁のハツリですはいわかりましたこれ一応別添なので、
1:56:41	ちょっといろいろ制約もあると思えますので少し大ききどうでもしなければいけない。
1:56:47	ということでもな
1:56:49	かもしれませんので、記載の要否も含めて、少し的要否というか適否ですね、も含めてちょっと検討いただければと思えますのでよろしくお願ひします。
1:57:00	中国電力のセイキです。記載の適否ということで、検討させていただきます。失礼いたします。
1:57:06	規制庁のハツリですはいわかりました。66 ページをお願いします。
1:57:11	これは多分記載の適正化ですけども、
1:57:14	Bボツの括弧Bのグラウンドアンカーのところですが、これ前回も少し言ったんですけど、
1:57:22	島根の場合わあ、
1:57:24	許容限界として、設計アンカー力を設定していないので、
1:57:29	ここは、
1:57:30	少し適正化をしていただきたいと思いますがいかがですか。
1:57:38	中国電力のセイキです。承知いたしました今回申し訳ありません初めにご説明すべきだったかと思うんですが、基本的には漂流物防止装置が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:48	この資料 7 から全く抜けていたというところで、そちらについて追記をさせていただいたというところで、修正をさせていただいております、その他いただいているコメントまだ反映できていないところが立つ
1:58:01	あるということは承知しております。失礼いたしました。
1:58:05	規制庁の服部ですわかりました。
1:58:08	であればあまり食うのもあれ、少しはばかられるところはあるんですが、ついでなので、確認をさせてください。
1:58:15	72 ページをお願いします。
1:58:19	今回対象適用指針としてステンです。
1:58:24	建築構造
1:58:26	設計基準を使うというふうに記載されてるんですけど。
1:58:30	私のちょっとイメージ、記憶というか、私の
1:58:36	経験では、
1:58:38	基本的に 1 週の金属は、
1:58:42	全員差が生じるので、
1:58:46	一緒には使わないという、
1:58:49	ふうに大体どこもなってると思ってるんですけど。
1:58:53	ここはあれですか。
1:58:55	ステンレス等、普通の鋼材を、
1:59:00	一緒に使う、例えば、ボールドだけステンレスにするとか、
1:59:04	そういうことをしようとしてるということで、
1:59:08	認識してもいいんですかどうぞ。
1:59:16	はい。
1:59:17	中国電力のヨシツグでございます。
1:59:20	すいませんちょっと詳細を合わせてしまったんで意思を必ず合わしてるわけではございません。ただ
1:59:26	確かサスのアンカーボルトを使用すべきところがあってそれを使用しているところがございます。それについては
1:59:33	適切な処置をして、使っていたと思いますのでちょっと今、図面がないので、なかなかご説明難しいですけれどもこれらの構造計算、お示しするときには、改めてご説明させていただけたらと思います。以上です。
1:59:48	規制庁のハツリですはいわかりました何らかの認識はしながら、対策をしつつ、してるかちょっとちょっとわかりませんが、考えて使うということで理解をしましたので、
2:00:00	またそのときに確認をさせていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:03	それでは最後の方になりますが、9、9の資料をお願いします。
2:00:11	今、2ページなんですけれども、
2:00:13	補足の方には、荷揚げノー漂流防止措置がこの
2:00:18	漂流防止装置位置図とというところを書いてあった、あるんですけれども、この店舗の方にはないというのは何か理由があって、
2:00:26	のかそれとも只野。
2:00:28	記載漏れなのか説明してくださいどうぞ。中国電力のセイキです。
2:00:35	こちらの方先ほど説明させていただきました通り、第6回補正工認で出させていただいた強度計算書になります。その際にはですね、別紙ということで、
2:00:46	表裏防水基礎多重鋼管杭の耐震性の経産省ということで、記載しておりました。で、そちらの方が、設置許可からの流れでまだご説明できてなかった寄贈というところで、
2:00:59	そこをメインで記載させていただいたというところで、2ページの漂流防止装置につきましても多重交換の上にあるものをメインで書いていたというところになります。正しくは
2:01:12	英語版の上にもございますので、そちらを記載すべきで、あったと思います。今後修正させていただきます。
2:01:20	規制庁のハットリですはいわかりました。22ページにある結果はその護岸の上のも含めた結果だというふうに理解すればいいですか。どうぞ。
2:01:30	中国電力のセイキです。おっしゃる通りでござい、ご認識の通りでございまして護岸の上も多重交換の上といいますか中につきましても、同じものを設置するというようにしておりますので、
2:01:43	両方共通の結果ということで記載させていただいております。以上です。
2:01:48	規制庁のハットリですはいわかりました私から最後になりますが、
2:01:52	この距離防止装置の、この鋼管杭基礎
2:01:56	についての評価は、今回行ってないんですけど、補足も含めてですね。
2:02:02	この評価、ちょっとここには書いてないんですけど、どこかの資料でかなり根入れが、岩盤への根入れが深い、
2:02:11	強固なものだという認識はしてるんですが、
2:02:15	定性的には問題ないと思ってんですけどこの評価はするんでしょうかどうぞ。中国電力のセイキです。第6回公認補正で出しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:27	こちら漂流防装置の強度計算書には、繰り返しになって申し訳ありませんが、別紙ということで鋼管杭の評価の方を記載させていただいておりました。そちらの方、
2:02:37	見ていただいたのかと思います。十分余裕があるものってということで、根入れも十分されているという結果を、そのときにお示しさせていただいておりました。今後ですね、
2:02:47	先ほど、耐震のところSクラスではない、荒別に方針書をつけて、再度ご説明させていただくということをご説明させていただいておまして、
2:03:00	第7回工認の方で方針と、改めて耐震の鋼管ぐい土産護岸の経産省の方を方針と一緒にご説明、提出させていただきたいと思っております。以上です。
2:03:13	市長の服部ですはいわかりました私から以上です。
2:03:25	はい。
2:03:26	規制庁の仲村です。私も同じようなところでちょっと何点か確認とかさしてください。資料9のですね、
2:03:35	とそまず3ページですね。
2:03:39	この
2:03:40	絵の説明として、押す。確認というか教えてもらいたいんですけど、図の2-2で、
2:03:50	黄色の丸が
2:03:53	たくさんありますけどこれは全部一緒ということでもいいのかっていうのと、何か黄色が塗ってないし、
2:04:00	丸も何か同じような感じであったりするんですけど、これの違いつて何なのかっていうことを教えてもらいたいんですけど。
2:04:09	はい。中国電力のセイキです。まず黄色の丸はすべて一緒かというところに関しましては、黄色の丸は、すべて同じ仕様でございます、
2:04:19	次の4ページの構造図に示している罫線値を示しております。
2:04:24	これまでこちら系洗缶というものも緑の係船管というものを示しておりましたが、
2:04:34	そちらの方仕様の統一ということで、すべてケイセン中ということで今記載させていただいております。で、青い丸につきましては、こちらの家、
2:04:44	桂川中といったものがあるんですがこちらこういった燃料という造船を係留するようなものではないということで、設置許可の際に、こちらの方、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:56	使用するような方針ではなくなったというところで、今、この判例からは落としているっていうところがございます。少し数が多いというところにつきましては、
2:05:06	現状これで考えておりますが設計が進みましたら、修正させていただくところもあろうかと思えます。以上です。
2:05:14	はい。規制庁仲村ですけども。ちなみにこの赤い
2:05:21	線で結ばれてますけど、それが例えば護岸のところに黄色の丸がいっぱいありますけど、全部ここに繋がってるというような感じになるんですか。
2:05:38	中国電力のヨシツグです。本社側でご回答いただけたらと思えます。以上です。
2:05:56	中国での件でご質問の内容を確認させていただきますが、
2:06:01	今黄色い丸で示す経営センチに対して係留索をすべてつなぐかというご質問でしょうか。
2:06:13	規制庁仲村ですけども、何かこの絵を見てると、
2:06:16	両端があって
2:06:20	船とですね護岸を結んでるような、なってるんですけど、途中の黄色い丸が10個ぐらいあるところも何か繋がってるような感じに。
2:06:29	絵的に見えたんで、
2:06:33	これ全部つなげるんですかって単純にコースの説明として聞いただけなんですけど。
2:06:41	中央公園の件です。ありがとうございました衛藤。
2:06:44	図がちょっと
2:06:46	拡大できてなくて申し訳ないんですが係留策としては
2:06:51	南北に示すAハーハー一番端に示すものから2本、1本ずつ日本と5、土産場から1本ずつ取って計4本でこの船は停留するものとなります。
2:07:04	船の形によっては、違う形全中から元へ取ることもありますので、県中としては、これだけの数用意をしているんですが、この図で示しているものであつてのこの船のタイプでも、
2:07:18	係留する策は4本で十分でありますので、4本を計上するという形になります。以上です。
2:07:25	はい。わかりました。ありがとうございます。で、ところでなんですけどもちょっとこれは教えて欲しいんですけども今
2:07:35	検討をですね強度計算とかでしてる時に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:39	係船中とか、アンカーボルトアンカーばいた番ですかね、とかこう検討されてるんですけど、
2:07:49	純粹に考えたときにこれを接続してる。
2:07:53	船と護岸を接続してる、ロープなのかワイヤなのかわかんないですけどそういうのの検討っていうのは、何かどこかでされてるんですか。
2:08:10	本社側で答えていただいてもよろしいでしょうか。
2:08:18	中国電力ケンヅメです。資料、
2:08:21	5ー
2:08:25	目次のページを確認願います今回の資料にはお示しておりませんが、この中の4ポツのリブツに関する考慮事項の4ポツ3になります
2:08:36	が、燃料という造船の係留索の耐力ということで、係留するその係留索ロープのことについては耐力を評価したものをお示しております。以上です。
2:08:48	はい。わかりました別途検討されてるということで理解しました。
2:08:53	この点については、以上です。でも、またちょっと別なんですけども、
2:09:00	4、
2:09:01	さっきの資料でいうと9、9番の資料ですね、の4ページなんですけども、
2:09:08	これはちょっとお願いというか、私もイメージがわからなくて、
2:09:12	あれなんですけど、この4ページの図で、係船中とかの構造の図が入ってるんですけど、
2:09:20	コンクリートが、
2:09:23	へえ。
2:09:25	どういうふうになってるのかなあというのがちょっとわからなくて、
2:09:33	もし可能であれば図の中に、コンクリートの下場と宇和場っていうんですかね、で、
2:09:40	このコンクリートなんか打ち上げ面っていう文字が書かれてそれでいくと何か経営戦中の
2:09:47	上の突起みたいになってるぎりぎりまでみたいな絵が書かれてるん。
2:09:52	ような感じ。
2:09:54	そうするんですけど、これ、どこのラインを、その打ち上げ面って言うとかですね、ちょっとこうわかりやすいようにしてもらったほうがいいかなと思うんですけど、まずコンクリートどうなってるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:06	はい。中国電力の佐伯です。今見ていただきましたコンクリート打上げ面というところに、EL7.0 ということで、記載させていただいております。
2:10:18	で、こちらのコンクリート打ち上げ面というところより下はコンクリートの中に埋まっているというものでございまして、頭が出てるのは、このコンクリート打ち上げ見える 7.0 から上のところが、
2:10:30	頭が出ているところでございます。
2:10:34	それがわかるように、少し図の方、修正させていただきたいと思います。規制庁仲村ですけどこれ、打ち上げ面っていうのはもしかしたらこの正面図の、
2:10:44	2 点鎖線のところ、
2:10:47	が打ち上げ面ってことですか。
2:10:50	中国電力のセイキですその通りでございます。そういうことですね。ちょっとそれはわかりやすくしてもらって。
2:10:57	下の下部のところっていうんですかね、厚さも含めてわかるような形でですね、ちょっと適宜、図の修正っていうんですか、イメージがわかりやすくなるようにお願いしたいと思います。
2:11:12	承知いたしました。
2:11:15	で、あとですねそこ、最後なんですけども、
2:11:18	この、例えば資料 9 とか 10 とかを見てるところで、ちょっと私わからなかったんですけど、
2:11:27	今さっきも話が出てきましたけど、その多重交換の上に乗ってるっていうことなんですよね。
2:11:35	で、その構造的な強度とかそういうところの件、検討はされてるっていうことで理解はしたんですけどそれもあわせて絵でですね、どういうふうになってるかとか接続とかですねその辺ちょっと、
2:11:48	イメージがつかなかったんですねそれについても、さっきの
2:11:53	コンクリートのところと同じような案の中で、合わせてですね、示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
2:12:01	中国電力のセイキです。承知いたしました多重交換の上につけるものと、荷揚げ場につけるものと、2 種類ありますので、それぞれ、どのような形で作るかというところをわかるようなふうにしてお示したいと思います。以上です。
2:12:21	中国電力のセイキです多重交換二重化になっておりまして直径が 2200 と。で、50 ミリでその内側に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:34	2000 で 50mm という肝癌鋼管ぐい です。その中にそれがいえる 7.0 までありましてその中に、中詰めコンクリートの中に、はい。
2:13:02	失礼いたしました⑤の資料の 71 ページ。
2:13:06	の方に、少し小さくて申し訳ございませんが
2:13:11	記載しております。
2:13:23	木瀬規制庁ナカムラですけど
2:13:27	その資料 5 の方は、イメージとしてわかりましたけどちょっと大きな図で、どういうふうにも多重効果になってるとかですね、説明がなかったら私もまた 30 か 40 かなというようなイメージ持っていたりして、
2:13:41	ちょっとその辺が理解できるようにお願いします。私からは以上です。中国電力のセイキです図面をつけることを承知いたしました。
2:13:51	あ、規制庁チギラですすいません今のちょっと関連して⑤の 71 ページなんですけど、
2:13:57	この交換は前、
2:14:00	町に渡っていたズー 50 ミリの交換が入ってるということですか。
2:14:06	中国電力のセイキです。全長にわたっていただく 50 ミリのものが入っているというところでございます。
2:14:13	わかりました。
2:14:18	他、全体通して確認する点はいじゃイシダさん。
2:14:41	規制庁のイシダです。事実確認。
2:14:46	1 件ちょっとお願いしたいんですが、とですね、
2:14:52	②の資料 No。
2:14:54	19 ページのところ、先ほどちょっと話題というか、
2:15:00	話が出ました、津波防護施設浸水防止、
2:15:05	設備、
2:15:07	津波監視設備及び漂流物防止装置という書き方がされていて、で、
2:15:13	この漂流物防止装置っていうのは、
2:15:17	条文適合上どう、どういう位置付けに、
2:15:21	なるんでしょうか。
2:15:23	えっとですね。
2:15:25	漂流物対策工と、そこら辺の位置付けっていうものがどういうふうに切り分けられてるかってのは、少しわかりづらかったので伺いました。
2:15:40	はい。中国電力のヨシツグでございます。
2:15:43	漂流物対策工は、
2:15:46	津波防護施設の一部として、よく機能をそれぞれごとに分けて

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:53	記載するという事でこの名目では津波防護施設の中に入っているというものでございます。漂流防止装置は、あくまでもCクラスの括弧をS s機能維持というもので、
2:16:05	別出しをして記載をさせていただいているものでございます。以上です。
2:16:12	規制庁の石田です。了解いたしましたそれで、そういう意味だとですね、漂流物対策法の方がですね、もともと、
2:16:22	規制基準上は、表裏物対策のための設備施設というものを、浸水、
2:16:32	津波防護施設或いは浸水防止設備を、
2:16:36	これらに対して影響を及ぼさないような、
2:16:41	ために設置するものというふうな書き方になってるんですね。
2:16:46	なんだけど、
2:16:49	今回の島根の場合は、
2:16:52	つまりその
2:16:53	包丁で、新津波防護施設を守るために、表裏物対策をつけるんだけど、それは一体として、
2:17:04	津波防護施設というふうにみなして、それはクラスを要求されるクラスを嵩上げして、
2:17:14	Sクラスとして全部考えるというふうにされてると理解すればよろしいですか。
2:17:22	はい。中国電力のヨシツグでございます。
2:17:26	基本的な考え、今おっしゃっていただいた通りでございます。で、
2:17:30	ただ漂流物対策工の目的とその要求機能というところで、
2:17:38	設置許可のときにも少しご説明したんですがよ。許容限界といたしましては、
2:17:48	漂流物がぶつかった場合においても概ね弾性というわけではなくて、ある程度塑性までいってもいいものであるというふうな考え方でおります。という説明をさせていただきます。
2:18:02	実際の席は、また別でまた、
2:18:06	それよりも、なるべく概ね弾性の評価というもので今後御説明を考えているところでございます。以上です。
2:18:17	規制庁石田です。はい。なので、基本的には表裏物対策工の方は、津波防護施設の中の一部ですという考え方。
2:18:29	それから、
2:18:31	今回の
2:18:33	経理ゴトウそこら辺のものについてはそうではなくて、あくまでも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:40	今日リブツ影響が、
2:18:42	津波防止施設なりに悪さをしないように設けるものだから、それはクラスとしてはCだけれども、機能維持条件としてのSSは、
2:18:53	評価しますというふうに切り分けているという理解でよろしいでしょうか。
2:18:59	はい。今石田さんがおっしゃられた通りの認識で我々ちょっと整理をさせていただきます。以上です。
2:19:06	規制庁の石田です。はい、わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。
2:19:21	あ、ちょっとだけ確認をさせてください。資料の9番かな。
2:19:27	強度計算書の方針みたいなやつありますよね。
2:19:32	13ページ。
2:19:35	ここで記載されてるM-SAはどのような転倒モーメント、これは水平力に網かけてるものですか。
2:19:50	中国電力のセイキです。これは水平力に、もう手の長さを掛けたものです。長さってどこを出して、どこ、どこを入れてるのか。
2:20:02	うんちょっと書いたらいいですよきっと。
2:20:04	はい。
2:20:05	中国電力のセイキですアノの長さ、記載できておりませんので、申し訳ございませんわかるように、記載を追記させていただきます。はい。
2:20:13	あとね次の14ページの15ページ面白いなと思って見てたんですが、
2:20:18	これあれなんですね、14ページの方は、鉛直力だけに対して受け持つ強い圧力を、
2:20:27	コンクリートの出力を示していて、
2:20:31	14ページは今度水平力に対して、側面の出力で持たせるっていうんで、
2:20:36	役割をこうあれですねわけてす、チェックしてんですね。
2:20:40	そういう理解でいいですか。はい。ご理解の通りでございます
2:20:45	港湾局朝田。うん。うん。港湾課が定めた係船中の標準設計というものに、今回、統一するような形で確認を行っております、そちらの設計でこっちだ。
2:20:57	を確認するということで、習っております。以上です。
2:21:01	わかりました。なんか面白いなと思って見てたんですがやられてることは十分理学的には正しいと思うので、
2:21:08	はい。私から以上です。
2:21:18	はい。規制庁の井浦です。それでは、資料全体。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:22	通して確認する点。
2:21:24	よろしいですかね。
2:21:27	ちょっと私から1点だけですね今回のその漂流防止装置なんですけど、
2:21:35	これは
2:21:39	本文の方とか基本設計方針とかに入ってくる現0のところに入ってきたりとか、あとその1で添付とか、
2:21:50	補足とかという、説明だと思んですけど、
2:21:55	設定根拠に関する説明書とか
2:21:59	技術基準要求機器リストとかっていうのはあそこには入ってくるのかこないのかって言うのって、
2:22:08	ありますか。
2:22:11	本社の方でお答えいただけますでしょうか。
2:22:29	はい、中国電力の長田です。はい。
2:22:32	今回基本設計方針に記載をいたしますのでちょっとすみません別途整理をして、ご説明をさせていただきたいと思います。
2:22:41	です。
2:22:42	はい、わかりました。
2:22:44	他、よろしいですか。
2:22:53	すみません。大した話じゃないんですが資料7かな、7-75ページ。
2:23:03	ここまた、構造設計基準のキー違ってますよ。
2:23:07	直すのは、統一してきちっと直してください。
2:23:11	中国電力の請求していたしました修正させていただきます。
2:23:20	はい、規制庁というやつ他よろしいですかね。はい。中国電力側から何かありますか。
2:23:31	中国電力セイキです。ございません。はい、わかりました。
2:23:35	それでは本日午後のヒアリングの方を終了したいと思います。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。